

大分県青少年健全育成基本計画
(大分県子ども・若者プラン2015)
～改訂版～

豊かな心で よりよく生きる
おおいたの青少年

～家庭・地域・学校がつながり
育つ・育てる・育ちあう～

基本理念

- 1 青少年(子ども・若者)を育成の対象としてのみ捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する。
- 2 青少年(子ども・若者)を中心に捉え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援する。
- 3 個別の対応が必要な青少年がその置かれている状況を克服することができるよう支援する。

計画の位置づけ

- 1 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく基本計画
- 2 「大分県長期総合計画」の部門計画
- 3 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大分県子ども若者計画

大分県青少年健全育成基本計画の改訂にあたって



将来の大分県を担う青少年が豊かな心を育み成長していくことは、県民全ての願いです。

大分県では、平成28年3月に策定した「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン2015）」の総合目標に基づき、「豊かな心でよりよく生きる おおいたの青少年」の育成を目指し、県や市町村、家庭、地域、学校、職場、青少年自身が、それぞれの役割を果たしながら連携・協力し、様々な施策を展開しているところです。

昨今、少子高齢化、情報化、国際化等の急激な進行など、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。

特に、5Gなど情報通信技術の高度化に加え、AI、IoTを活用した社会生活の発展により、新たな価値が生み出され、私たちの生活様式は大きく変わろうとしています。

令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症が確認されてからは、授業をはじめイベントや会議、そして遠く離れた家族についてもオンラインでやりとりされるなど、コミュニケーションの方法も大きく変わりました。

これからの社会を生きていく青少年には、ますますICT等を利活用する力が必要となります。

また、このような時代だからこそ、これまで以上に実体験に基づき豊かな心を養っていくことが、よりよい社会を構築していくために大事なこととなります。

この度の改訂では、10年計画の折り返しにあたり、将来の大分県における青少年健全育成の布石となるよう、超スマート社会（Society5.0）への対応や、体験活動を通じた青少年の自己形成支援等の新たな施策も盛り込みました。

次代を担う大分の青少年が、社会を生き抜くための力を付け、大きな夢や志をもって、健やかに、そしてたくましく成長し、自立・活躍出来る社会を実現するため、県民の皆様方とともに、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

この基本計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただきました大分県青少年健全育成審議会委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和3年（2021年）3月

大分県知事 広瀬 勝貞

目 次

第1章 計画改訂にあたって

第1節	計画改訂の趣旨	1
第2節	計画の目的	1
第3節	計画の基本理念	2
第4節	計画の性格・役割	2
第5節	計画の期間	3
第6節	対象とする青少年	3

第2章 計画の目標

第1節	総合目標	4
第2節	基本目標	4
第3節	政策の概要	4
第4節	体系図	7

第3章 青少年を取り巻く現状と課題

第1節	青少年の人口	8
第2節	青少年の意識	9
1	人生観・充実度及び他者との関わり方について	9
2	社会規範	11
第3節	青少年を取り巻く環境	
1	青少年と家庭	12
(1)	家庭環境の変化	
(2)	家庭の教育力	
(3)	父親の子育て参画	
(4)	子どもの貧困	
2	青少年と学校	18
(1)	児童生徒数の推移	
(2)	学力	
(3)	健康と体力	
(4)	学校教育	
(5)	生徒指導	
(6)	発達障がいに対する理解	
(7)	人権意識の高揚	
3	青少年と地域社会	24
(1)	協育ネットワーク	
(2)	登下校時の児童生徒の安全確保	
(3)	体験活動	
(4)	青少年団体等	
(5)	自然環境や地球環境への関心	
4	青少年と情報化社会	29
5	青少年と国際化	30
6	青少年の就労	32
(1)	雇用情勢と青少年の就労環境の変化	
(2)	次代を担う人材の確保・育成	

7	規範意識等の育成	34
8	児童虐待（家庭養育への支援）	35
9	ひきこもり	36

第4章 推進項目

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

政策1 青少年の健全育成・自己形成支援

1	家庭の教育力の向上	38
	(1) 家庭教育機能の充実	
	①家庭教育支援体制の整備	
	②保護者に対する学習機会の提供	
	③相談機能の充実	
	(2) 「家庭の日」の推進	
2	幼児教育の充実	38
	(1) 幼保小の円滑な接続の推進	
	(2) 幼稚園教諭、保育士等への研修機会の充実	
	(3) 幼児教育アドバイザーによる園内研修の支援	
3	魅力ある学校づくり	39
	(1) 一人一人の能力・適性に合った教育の推進	
	①一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	
	②確かな学力の育成	
	③豊かな心の育成	
	(2) 生徒指導の充実	
	①一人一人を大切にする生徒指導の推進	
	②教育相談体制の強化	
	③問題を抱える児童生徒への支援の充実	
	(3) 特別支援教育の充実	
	①一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実	
	②教育相談等の支援の充実	
	③特別支援学校の就労支援の強化	
	(4) 教員の意識改革と資質・能力の向上	
4	学力・体力の向上、社会における自己形成支援	41
	(1) 児童生徒の学力向上の推進	
	①「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求	
	②組織的な授業改善の推進	
	③補充指導・家庭学習指導の充実	
	(2) 多様な教育の推進	
	①心の教育の推進	
	②ICTを活用した教育の推進	
	③生涯を見通した教育の推進	
	(3) 健康・体力づくりの推進	
	①学校体育の充実、運動の日常化・習慣化の推進	
	②学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進	
	③学校保健の充実	
	(4) 性についての教育の推進	
	(5) 次代の親づくりの推進	

(6) 青少年の自己形成支援の推進

政策2 多様な活動・社会形成・社会参加支援

1 多様な教育の推進	44
(1) 人権教育の推進	
(2) 防災教育の推進	
(3) 環境教育の推進	
(4) 消費者教育の推進	
(5) 食育の推進	
(6) 主権者教育の推進	
(7) キャリア教育の推進	
(8) 読書活動の推進	
2 スポーツ活動の推進	45
3 芸術文化活動の推進	46
4 様々な体験活動の推進	46
5 社会形成・社会参加への支援	46
6 国際的視野をもった人材の育成	46
(1) グローバル人材の育成	
(2) 留学支援の強化	
(3) 国際理解教育の推進	

政策3 社会にはばたく力の養成・環境づくり

1 職場体験、キャリア教育・職業教育の推進	48
2 就労支援の充実・雇用機会の創出	48
3 魅力ある職場づくりの推進	48
4 次代を担う人材の確保・育成	48

基本目標Ⅱ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

政策4 地域社会・関係機関の連携・協働

1 「協育」ネットワークづくり	49
(1) 学校・家庭・地域が連携・協働する「協育」ネットワークづくりの推進	
(2) 地域ぐるみによる家庭教育への支援	
2 地域とともにある学校づくりの推進	49
(1) 学校マネジメントに係る取組の徹底・強化	
(2) コミュニティ・スクールの普及推進	
(3) 「おおいた教育の日」の推進	

政策5 子育て支援等の充実

1 子育て支援機関の整備・充実	51
2 家庭における子育て環境の整備	51
(1) 男性の家事参画の促進	
(2) 男性の子育て参画の促進	
(3) 男性の家庭教育への参画の促進	
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	

3	地域における子育て支援	51
	(1) 母子保健対策の充実	
	(2) 子育て親子の交流の場等の充実	
	(3) 乳幼児の保育・教育の環境整備	
	(4) 放課後児童クラブの充実	
	(5) 病児保育の充実	
4	社会的養育を要する家庭への支援	53
5	ひとり親家庭や子どもの貧困問題への対応	53
	(1) ひとり親家庭の自立促進	
	(2) 子どもの貧困対策の推進	

政策6 多様な担い手の育成

1	青少年活動に関わる団体の育成と連携・協働の推進	55
2	市町村との連携・協働の推進	55
3	指導者の育成	55
	(1) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進	
	(2) 地域創生力のあるリーダーの養成	
4	青少年育成関係施設等の充実	55
	(1) 社会教育施設等の充実	
	(2) 豊かなコミュニティが息づく公園等の充実	

基本目標Ⅲ 個別の対応を必要とする青少年への支援

政策7 青少年の状況に応じた個別の支援

1	非行防止対策・立ち直り支援	57
	(1) 非行防止啓発活動の推進	
	(2) 初発型非行防止対策の推進	
	(3) 地域巡回活動の推進	
	(4) 薬物乱用防止対策の充実	
2	不登校・中途退学対策	57
3	ひきこもり対策	58
4	若年無業者（ニート）対策	58
5	障がいのある青少年への支援の充実	59
	(1) 障がいのある子ども・保護者への支援の充実	
	(2) 障がい者の就労支援	

政策8 青少年の被害・加害防止と保護

1	いじめ対策	60
2	児童虐待対策	60
	(1) 児童虐待への対応の強化	
	(2) 予防対策の推進	
	(3) 子どもの人権を尊重する意識づくり	
	(4) ヤングケアラーへの支援	
3	被害少年の立ち直り支援	61
4	児童生徒を犯罪から守る取組	61
	(1) 安全・安心まちづくりの推進	

(2) 登下校時の安全確保		
①見守りの目を増やす		
②大人が声をかける		
③すぐに逃げることを教える		
④不審者情報の共有		
(3) 学校内の安全確保		
(4) 「こども連絡所」の拡充と効果的運用の推進		
(5) 青少年の犯罪等被害防止対策の推進		
(6) デートDV対策		
(7) 性犯罪・性暴力対策		
5 自殺対策	-----	63
6 自立更生支援	-----	63
(1) 自立更生支援体制の充実		
(2) 少年補導活動の推進		
①街頭補導活動の強化		
②暴走族対策の推進		
③青少年育成ボランティアの育成		
7 青少年の権利を守る体制整備	-----	63
(1) 支援ネットワーク体制の強化		
(2) 教育委員会・学校・家庭との連携を図る啓発活動の推進		

政策9 青少年を取り巻く有害環境等への対応

1 社会環境浄化活動の推進	-----	65
(1) 「青少年の健全な育成に関する条例」の適切な推進		
(2) 「青少年の日」の推進		
(3) 有害環境の浄化		
2 安全・安心なインターネット等利用環境づくり	-----	65
(1) 情報モラル教育等情報化に対応した教育の充実		
(2) 広報・啓発活動等の推進		
①保護者等に対する安全利用啓発の推進		
②青少年が主体となったルールづくり等の推進		
③ボランティア活動への支援		
(3) 違法・有害情報対策の推進		

第5章 計画の推進体制

1 県の推進体制の強化	-----	67
(1) 大分県青少年対策本部		
(2) 大分県子ども・若者支援地域協議会		
(3) 大分県青少年健全育成審議会		
2 市町村の役割	-----	67
(1) 地域の実情に応じた子ども・若者支援策の着実な推進		
(2) 市町村子ども・若者計画の策定		
(3) 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の設置		

3	市町村、青少年育成県民会議等関係団体等との連携強化	69
(1)	市町村との連携強化	
(2)	青少年育成県民会議、市町村民会議、青少年健全育成活動団体等 関係団体との連携強化	
(3)	他都道府県との連携	
(4)	国への協力要請	
4	広報啓発活動の推進	69
5	計画の的確な進行管理	70
6	持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～	70

第6章 県民の皆さんへのメッセージ

1	青少年の皆さんに期待すること	73
2	家庭・保護者の皆さんに期待すること	73
3	地域の皆さんに期待すること	74

【参考資料】

1	各種法令等による「青少年」の呼称及び年齢区分	76
2	大分県青少年健全育成審議会委員名簿	77
3	大分県青少年健全育成基本計画改訂の経過	78
4	大分県青少年行政推進体制図	79
5	青少年の健全な育成に関する条例及び施行規則	80

【資料編（統計調査等）】

資料1	① 大分県の青少年人口（30歳未満）及び総人口に占める 青少年人口割合の推移	8
	② 大分県の人口の推移	9
資料2	① 充実感について	10
	② 他者との関わり方	10
資料3	他人に迷惑をかけなければ、何をしよと個人の自由だ	11
資料4	① 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移（全国）	12
	② 子どものいる共働き世帯構成割合の推移（大分県・全国）	13
	③ ひとり親世帯数の推移（大分県）	13
資料5	① 子育てについての悩みや不安	14
	② 悩みや不安の大きなものについて	14
	③ 起床時刻と就寝時刻	15
	④ 朝食の欠食率	15
資料6	男性の家事・育児への参画	16
資料7	① 大分県の母子家庭・父子家庭の世帯数	17
	② 子どもの相対的貧困率	17
資料8	① 大分県におけるいじめの認知件数・解消率	20
	② 不登校児童生徒の出現率の推移（小・中学校）	21
	③ 中途退学者数・中途退学率（国公立立高等学校）	21
資料9	「協育」ネットワーク	24
資料10	① 放課後等における地域活動参加状況	25
	② 放課後児童クラブ登録児童、待機児童数の推移	25
資料11	① 学校における体験活動の実施時間数	26
	② 学校以外の団体等が行う自然体験活動への参加率	26
	③ 自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係	27
資料12	① 青少年のインターネット利用率	29
	② インターネットの利用時間	29
資料13	① 日本人の海外留学状況	30
	② 外国人留学生の状況	31
資料14	① 若年層の完全失業率の推移（全国）	32
	② 離職率	33
資料15	農林水産業の新規就業者数	33
資料16	虐待相談対応件数の推移（大分県・全国）	35
資料17	① ひきこもりに至った経緯	36
	② 年代別・ひきこもりに至った経緯（複数回答）	37

第1章 計画改訂にあたって

第1節 計画改訂の趣旨

次代を担う青少年が、自らたくましく生き抜く力と思いやりの心を持ち、自立を目指し成長していくことは、県民全ての願いです。

大分県では、青少年の健全育成を県政の重要課題として位置づけ、平成17年3月に、青少年に対する自立支援と良好な環境の整備及び県民の責務を規定した「青少年の健全な育成に関する条例」を制定しました。

また、条例の理念を具体化し、青少年の健全育成の実現に向け、県や市町村、家庭、地域、学校、職場、さらには青少年自身がその役割を果たしながら連携を強化し、県民総参加で取組を進めるため、平成18年3月に、「大分県青少年健全育成基本計画」を策定（平成24年3月改訂）し、各種施策を積極的に推進しました。

その後、平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」施行や、青少年を巡る状況、社会経済情勢の変化を受け、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に定める施策を踏まえ、平成28年に第2次「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン2015）」を策定しました。

この度の改訂では、超スマート社会（Society5.0）時代が到来しつつあることや、従来の常識をはるかに超えた速度で劇的に変化している社会情勢の変化等を踏まえ、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」等の関連計画の改訂内容を反映して、将来の大分県における青少年健全育成の布石となるよう政策や施策を見直しています。

第2節 計画の目的

青少年を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、新たな視点に立って目標を定め、県民の理解と協力のもとに、青少年の健全育成施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

青少年期は、大人になるための準備期間であり、人格の基礎が形成される大切な時期であると同時に、青少年は次代の担い手としても位置づけられており、青少年の健全な育成は、未来の社会を築く上でも重要な課題です。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行する中で、高度情報化、経済のグローバル化、雇用状況の変化等が進み、家庭、地域、学校、職場など青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地域や家庭の教育力の低下や、いじめ、不登校等学校における生徒指導上の諸課題等についても依然として憂慮すべき状況にあるほか、スマートフォン等の急速な普及によるSNSをはじめとしたインターネット利用を介した有害情報の氾濫、犯罪への巻き込まれ、ニートやひきこもり等の困難を抱える青少年の増加、子どもの貧困等、青

少年に関する問題はますます多様化、深刻化しています。

このような中、国においては、平成22年4月に子ども・若者育成支援施策の総合的推進や社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を社会全体で見守り、育成することを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

また、平成26年1月には、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境や、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月の改正では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を推進することが明確化されました。

県においては、平成27年10月に大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」を策定（令和2年6月改訂）し、「安心・活力・発展」を基本理念とする県政運営において、「発展」面での重要な取組として、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」を展開することとしています。

本計画は、青少年の健全な育成に関する条例及び県長期総合計画が目指す大分県の青少年健全育成に関する具体的な取組を定める計画として策定（令和3年3月改訂）したものです。

本計画を実現するために、県はもとより、家庭、地域、学校、さらには青少年自身がそれぞれの役割を着実に果たしながら連携を強化し、県民総参加で青少年の健全育成に取り組めます。

第3節 計画の基本理念

- (1) 青少年（子ども・若者）を育成の対象としてのみ捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重します。
- (2) 青少年（子ども・若者）を中心に据え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援します。
- (3) 個別の対応が必要な青少年がその置かれている状況を克服することができるよう支援します。

第4節 計画の性格・役割

- (1) 「青少年の健全な育成に関する条例」第12条の規定に基づく青少年健全育成施策に係る総合的な基本計画として策定するものであり、大分県における青少年健全育成施策の基本的方向とその取組を明らかにするものです。
- (2) 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」の部門計画として位置づけます。
- (3) 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に定める「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）を初年度として、令和7年度（2025年度）までの10年間とします。（令和2年度改訂）

第6節 対象とする青少年

「青少年の健全な育成に関する条例」では、「青少年」を18歳未満の者と定義していますが、青少年の自立の遅れが指摘されていることや国の「子ども・若者育成支援推進法」における子ども・若者育成支援施策の対象者等を勘案し、本計画の対象者は、乳幼児期からおおむね30歳未満までの者とします。

ただし、円滑な社会生活を営む上で困難を有する、ニートやひきこもり等の者に対する施策については、40歳未満までの者を対象とします。

第2章 計画の目標

第1節 総合目標

豊かな心で よりよく生きる おおいたの青少年 ～家庭・地域・学校がつながり 育つ・育てる・育ちあう～

大分の全ての青少年が、安全で安心な環境の中で、豊かな心を持ち、規範意識や社会性を身につけ、個性や創造性を発揮してよりよく生き、次代を担うことを目指します。

目指すべき青少年像を具体化していくために、①家庭・地域・学校がつながり、いきいきして自立した心豊かな青少年の自己形成を支援する社会、②青少年の育成を通して親や大人が育つ社会、③人が人を育てながら地域社会が育つ社会、④県民が一体となって青少年を見守り応援し育てる社会、⑤大人と青少年が相互に協力・協働して皆が育ちあう社会の実現に向けて、次代を担う大分の青少年の健全育成施策を総合的かつ効果的に推進します。

第2節 基本目標

現代の社会は、個人の自己実現を重視する社会であることから、青少年を育成保護施策の対象としてのみ捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として位置づけ、大人と共に生きるパートナー、次代を担う自立した個人として捉え、総合目標の達成に向けて、以下の3点を基本目標と定め取組を進めます。

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

基本目標Ⅱ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

基本目標Ⅲ 個別の対応を必要とする青少年への支援

第3節 政策の概要

基本目標を実現するために、以下の考え方に基づいて政策を定めます。

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

政策1 青少年の健全育成・自己形成支援

基本的な人格形成の場である家庭を中心に、家庭・地域・学校等が相互に協力しながら、青少年が体験活動等を通して、多様な価値観に触れる機会を充実するとともに、超スマート社会（Society5.0）にも対応し、自ら学び、考え、主体的に判断する力や、たくましく生きるための基礎学力、健康・体力等の「生き抜く力」を身につけさせます。

そして、様々な課題に積極的かつ柔軟に対応するなど、社会人として自立できるような人材が育つよう自己形成支援に取り組みます。

政策2 多様な活動・社会形成・社会参加支援

青少年が自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップ等を育むため、青少年が社会を形成する主体であることを認識し、人権教育、環境教育等様々な学習や、スポーツ・芸術文化活動等の体験活動、奉仕活動等の社会参加活動の場を充実するなど、青少年が円滑な社会生活を営み、いきいきと社会参加できるよう支援します。

政策3 社会にはばたく力の養成・環境づくり

青少年を取り巻く就労環境が厳しい現代社会において、家庭・地域・学校・産業界等の連携のもと、発達の段階に応じた組織的・体系的なキャリア教育を推進します。

また、青少年がいきいきと働き、個性と能力を十分に発揮できるような職場環境づくりを促すとともに、産業界と連携を強化し、本県産業を支える人材の育成を図ります。

基本目標II 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備**政策4 地域社会・関係機関の連携・協働**

家庭・地域・学校・職場等が相互に連携・協働して、「協育」ネットワークづくりを進め、青少年の生活の場に応じた取組を行うことにより、社会が一体となって青少年の自己成長を支援する社会環境づくりを推進します。

あわせて、コミュニティスクール（学校運営協議会）の更なる普及促進を通じて、「地域とともにある学校」を充実し、学校運営協議会と「協育」ネットワークの一体的促進を図ります。

政策5 子育て支援等の充実

子どもが健やかに育つ社会を実現するため、地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びが感じられる環境づくりを進めます。

あわせて、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等化を図るなど、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活についても安定させます。

また、子どもの居場所としての「子ども食堂」が継続的に運営できるよう支援します。

政策6 多様な担い手の育成

青少年活動に携わるNPO、企業等関係団体と県や市町村が緊密に連携し、幅広い分野で活躍する次代を支えるリーダーの育成や資質向上を図ります。

また、青少年の体験活動の場となる青少年団体活動の活性化に向け、SNS・HP等を活用して活動内容等を広報し、活動の横展開を図るとともに、各団体の活動に対する経費助成の支援等に取り組みます。

基本目標III 個別の対応を必要とする青少年への支援**政策7 青少年の状況に応じた個別の支援**

いじめや不登校、ニート、ひきこもり等社会生活を円滑に営むうえでの困難を有

し、個別の対応が必要な青少年や家族への支援は多岐にわたることから、教育、福祉、保健、医療、矯正、更正保護、雇用等様々な分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じて適切に支援を行うことなどにより、青少年の社会的な自立を進めます。

また、障がいのある子どもやその家族が安心して日常生活を送ることができるよう、市町村と児童発達支援センターが連携して、多面的な支援を行います。

政策8 青少年の被害・加害防止と保護

青少年が犯罪等の被害にあわないためには、保健、福祉、警察、教育、労働等あらゆる関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であるため、関係機関が相互に協力して青少年の被害・加害を防止します。

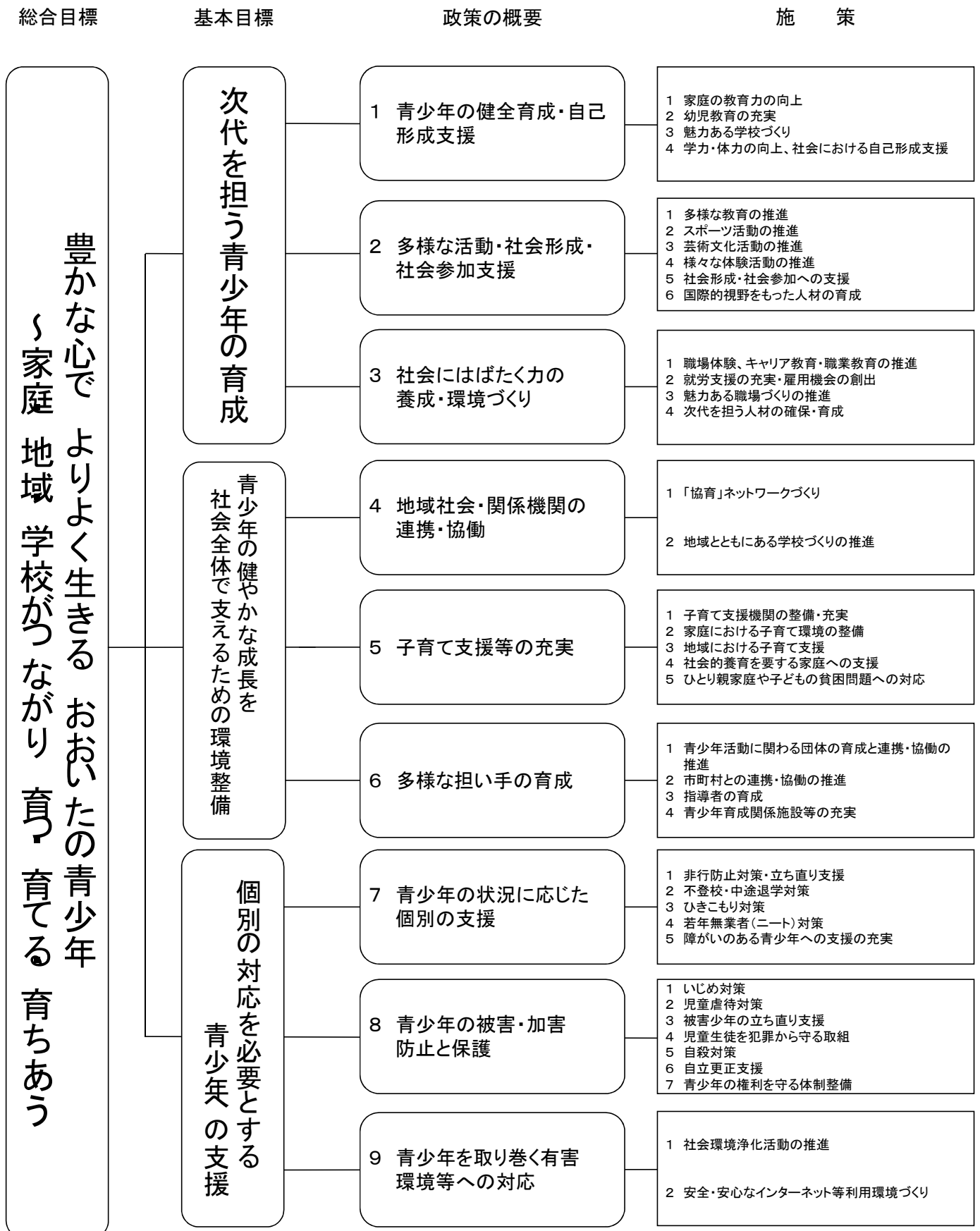
また、通学路等の管理者、地域住民、保護者、学校等の管理者、警察等が相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するとともに、各学校の安全管理マニュアルの改善等を通じて、学校内外の安全確保を図ります。

政策9 青少年を取り巻く有害環境等への対応

少年を有害情報から守り健全な育成につなげるため、青少年にとって有害な環境を浄化する取組と並行して、青少年が主体的にルールやマナーを学び考える機会を充実することにより、スマートフォン等により安全で安心してインターネットやSNS等を利用できる環境整備を進めます。

あわせて、青少年だけでなく、低年齢層の子どもの保護者をはじめとして大人が、インターネット等の適切な活用方法を身につけるよう、情報モラルやリテラシーに関する教育や啓発を推進します。

第4節 体系図



第3章 青少年を取り巻く現状と課題

第1節 青少年の人口

(現状)

本県の令和元年10月1日現在の総人口は、113万4,431人ですが、このうち青少年人口（30歳未満）は28万1,905人で年々減少しており、依然として少子化が進行していることがうかがえます。

また、人口の推移を見ても年少人口（15歳未満）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合は、2045年に向け大きく増加する見込みです。

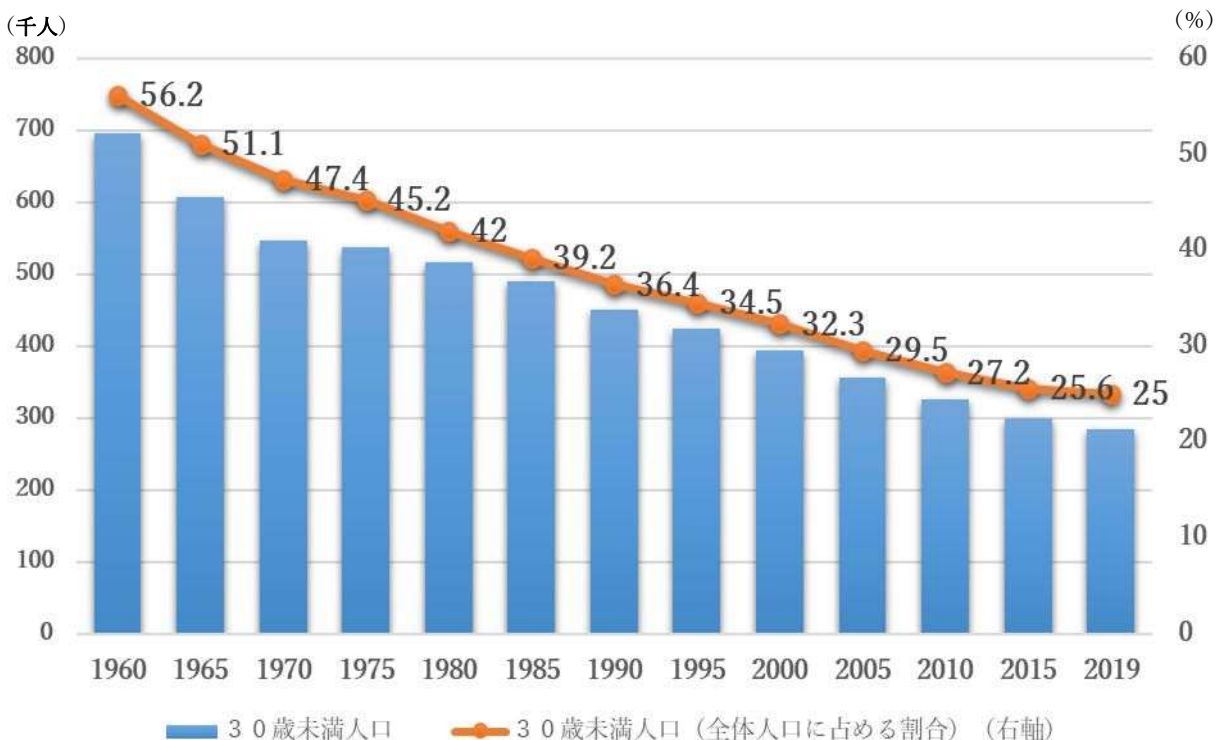
急速な少子化の進行により、将来の社会経済は極めて深刻な影響を受けることが懸念されています。青少年健全育成の面では、少子化とそれに伴う人口の減少により、子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減ることで、自立した、たくましい青少年が育つことが困難になるおそれがあります。

(課題)

- 次代を担う子どもたちが健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育てを家庭、地域、学校等が一体となり社会全体で支援する県民意識を醸成すること。
- 地域で子どもを育むため、地域の人々相互のふれあいを通して地域連帯感を確立すること。

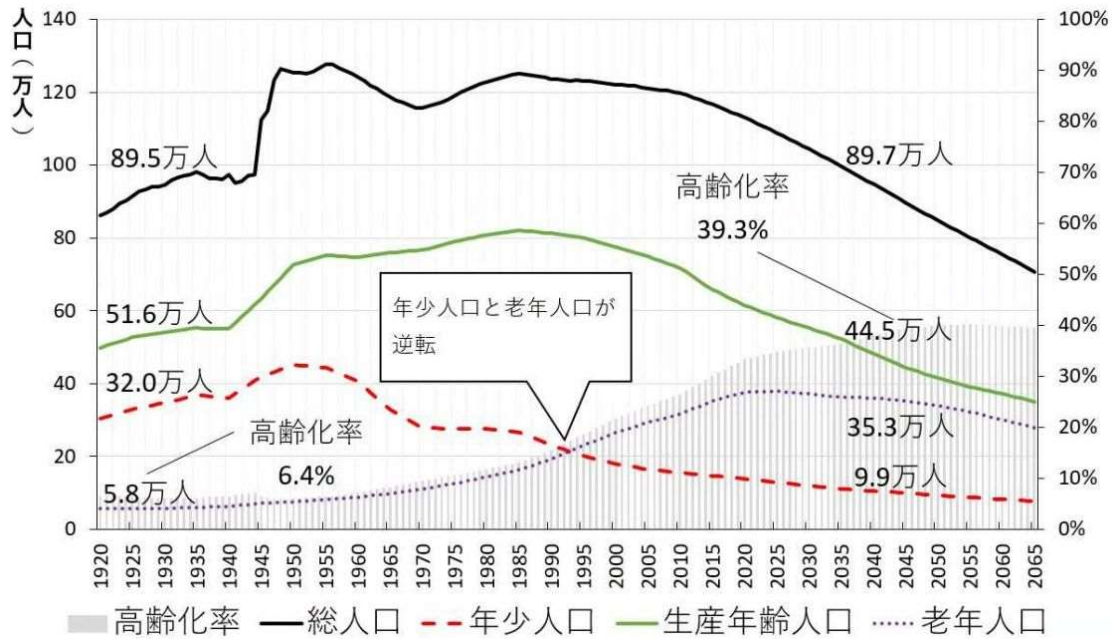
(資料1)

① 大分県の青少年人口（30歳未満）及び総人口に占める青少年人口割合の推移



出典：総務省 「国勢調査」、「推計人口」（各年10月1日現在）

② 大分県の人口の推移



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年6月版）
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局より提供
出典： 令和2年3月改訂「大分県人口ビジョン」

第2節 青少年の意識

1 人生観・充実度及び他者との関わり方について

(1) 充実感

内閣府が、令和元年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」によると、「今の生活が充実していると思いますか」という質問に対して、「充実している」又は「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合は68.9%であり、「充実していない」又は「どちらかといえば充実していない」と回答した者の割合31.1%の2倍以上高い結果となっています。

年齢区分別で見ると、「充実している」又は「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合は、年代が若いほど高く、13～14歳（83.6%）が最も高くなっています。

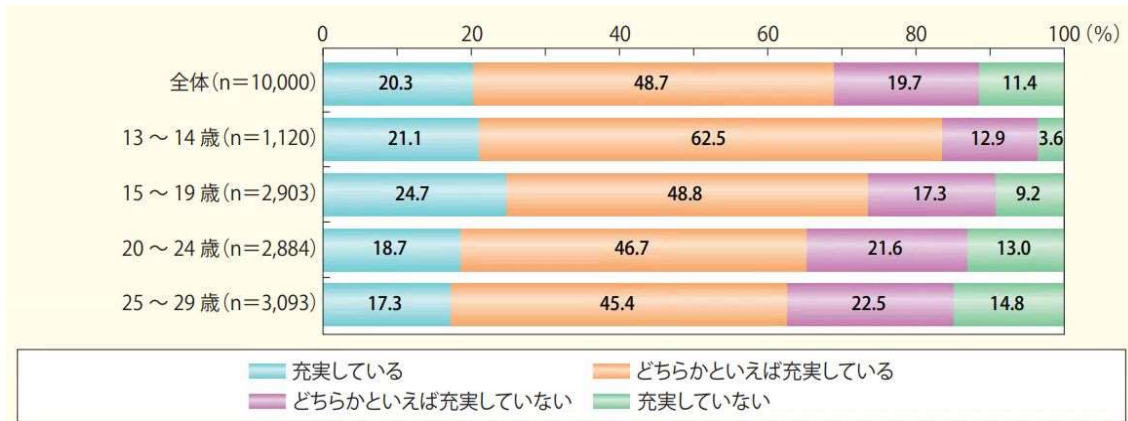
(2) 他者との関わり方

また、「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」、「インターネット上における人やコミュニティ」について、他者との関わり方を調査したところ、「会話やメール等をよくしている」等の6つの項目について「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が最も高いのは「家族・親族」で、「学校で出会った友人」が続いています。

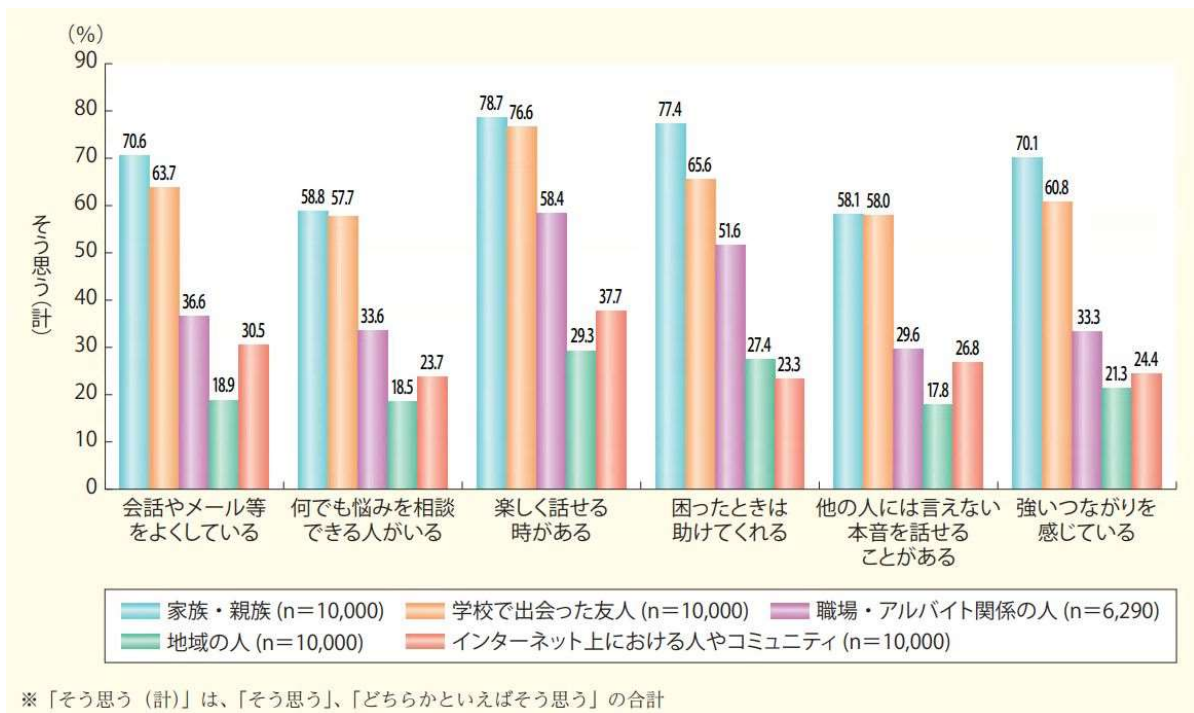
「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」の方が高い結果となり、それ以外の項目は「インターネット上における人やコミュニティ」が高くなっています。

(資料2)

① 充実感について



② 他者との関わり方

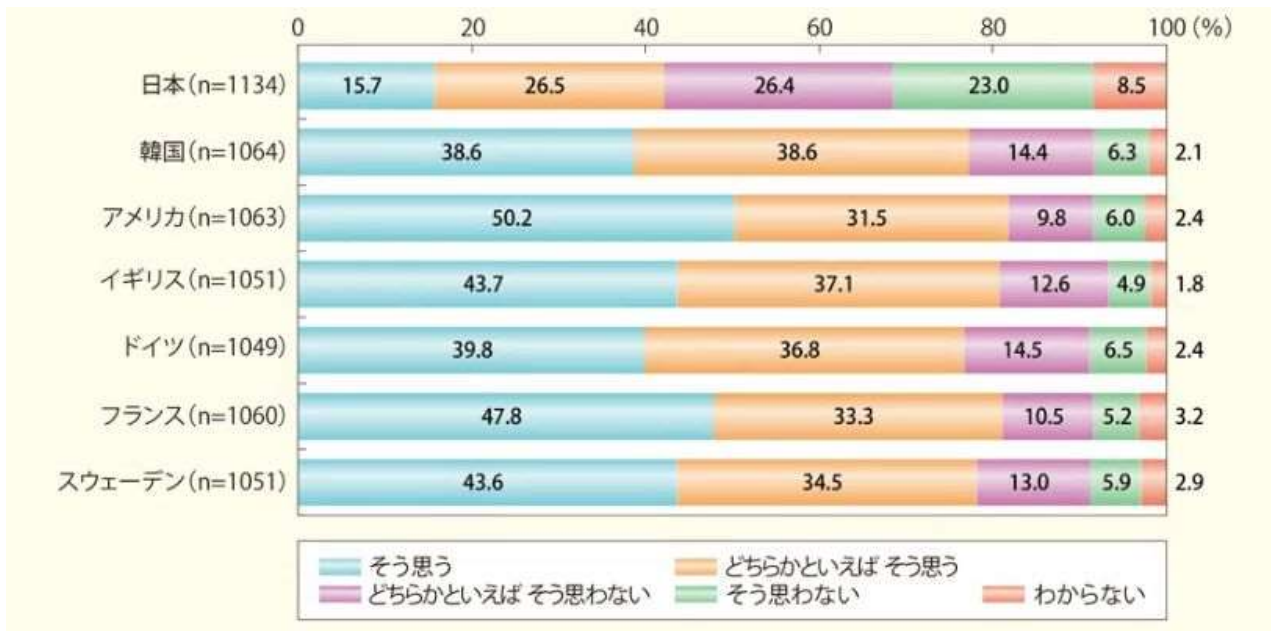


出典：内閣府 令和元年度「子供・若者の意識に関する調査」
 (参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

2 社会規範

内閣府が、平成30年度に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によると、社会規範に対する意識について、日本の若者で、「他人に迷惑をかけなければ、何をしようと個人の自由だ」に、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は42.2%であり、同様の回答をした諸外国の若者の割合と比べてかなり低くなっており、国際社会において、日本人の規範が極めて特徴的であることがわかります。

(資料3) 他人に迷惑をかけなければ、何をしようと個人の自由だ



出典：内閣府 平成30年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
 (参照：内閣府 令和元年版「子供・若者白書」)

第3節 青少年を取り巻く環境

1 青少年と家庭

(1) 家庭環境の変化

(現状)

児童のいる世帯の割合は、1986年(昭和61年)には半数弱を占めていましたが、2019年(令和元年)には、21.7%まで減少しています。

家族の少人数化は、子ども同士が切磋琢磨することや異年齢間の交流等の機会が減少する要因になっているとも言えます。

また、子どものいる共働き世帯やひとり親世帯は増加傾向にあり、家族形態の多様化が進んでいます。

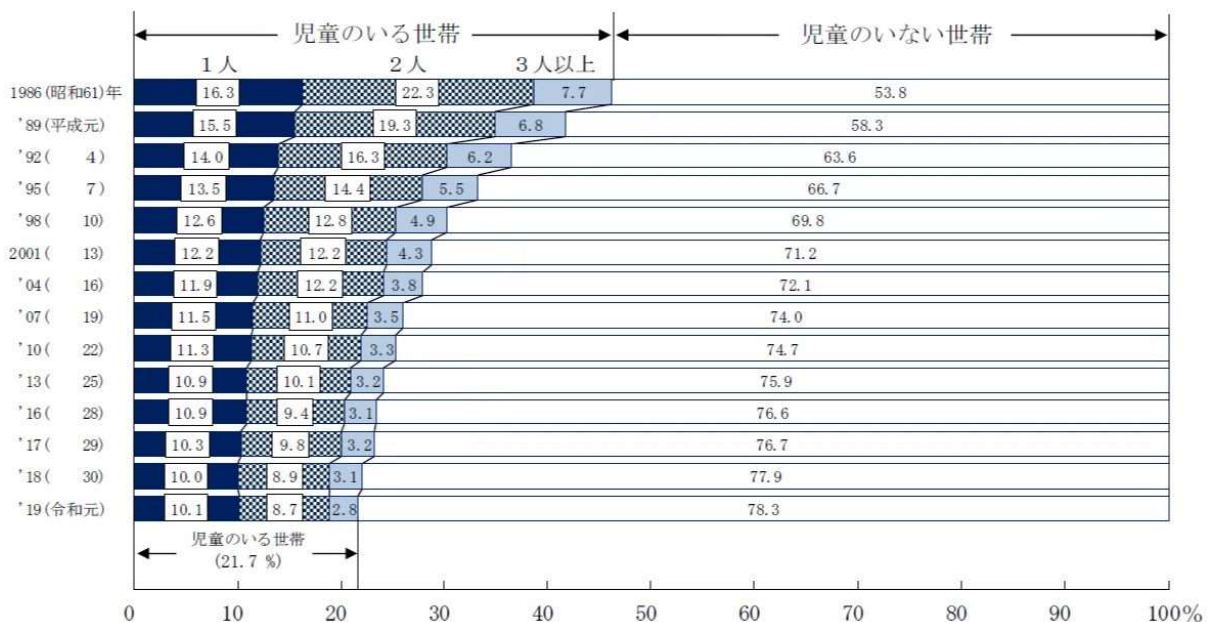
さらに、親の長時間労働により、家庭や地域で子どもと一緒に過ごす時間が十分確保できていない状況です。

(課題)

- 家庭環境に応じたきめ細かな子育て支援を行うこと。
- 家庭生活の充実や地域活動への参加が可能となるよう、企業や働く人に対し、労働講座や労働情報誌等による啓発を行い、多様な働き方を可能とするテレワーク等の就労環境の整備、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

(資料4)

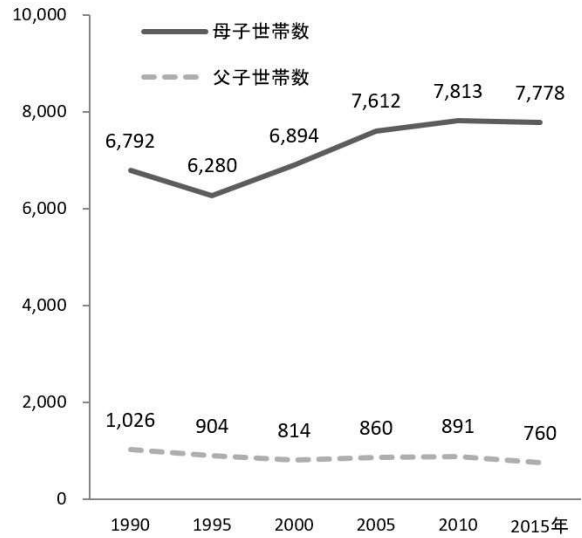
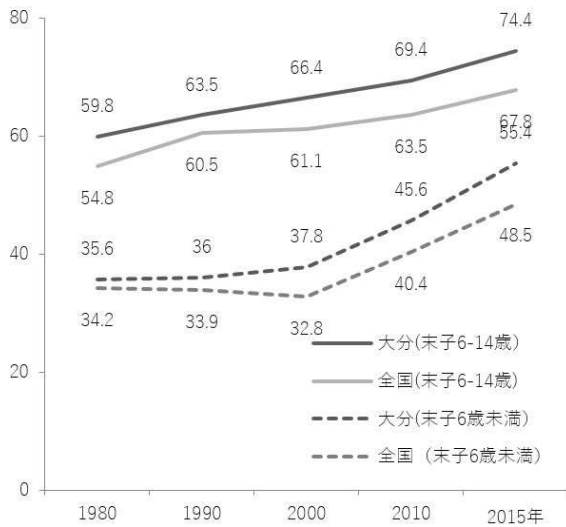
① 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移(全国)



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

出典：厚生労働省 「国民生活基礎調査」

② 子どものいる共働き世帯構成割合の推移（大分県・全国） ③ ひとり親世帯数の推移（大分県）



出典：総務省 「国勢調査」

(2) 家庭の教育力

(現状)

かつての日本社会では、子どもたちは買い物や家事手伝い等家庭や地域の生活の中で社会性や忍耐力を養い、子ども同士が外で遊ぶことで自主性や規範意識、協調性を身につけてきました。しかし、現代の家庭教育は、そうした社会的な支えを失い孤立したことで、個々の家庭の中で親の責任において行うものとなっています。その結果、子育てについて悩みや不安を抱える親が年々増加しており、平成28年度に文部科学省が実施した調査によると、平成28年では平成20年と比べ、「悩みや不安がある」と回答した者が4.2ポイント増加しています。

また、青少年の心の成長には生活リズムや食育等が重要です。

睡眠不足等生活習慣の乱れが学習意欲・体力・気力の低下の一因であることは科学的に裏付けられており、青少年が健全に成長・発達するためには早寝早起きが不可欠です。

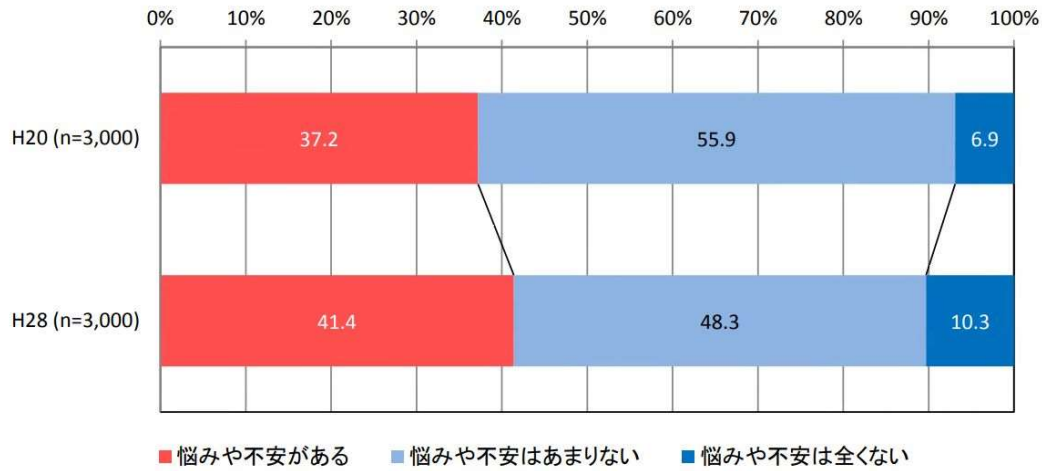
あわせて、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには「食」が重要ですが、栄養の偏り、不規則な食事が原因と考えられる肥満や生活習慣病が増加する一方で、朝食を抜くことや1人で食事をする「孤食」が増加傾向にあり、新たに「食」の安全や「食」の海外への依存といった問題も生じています。

(課題)

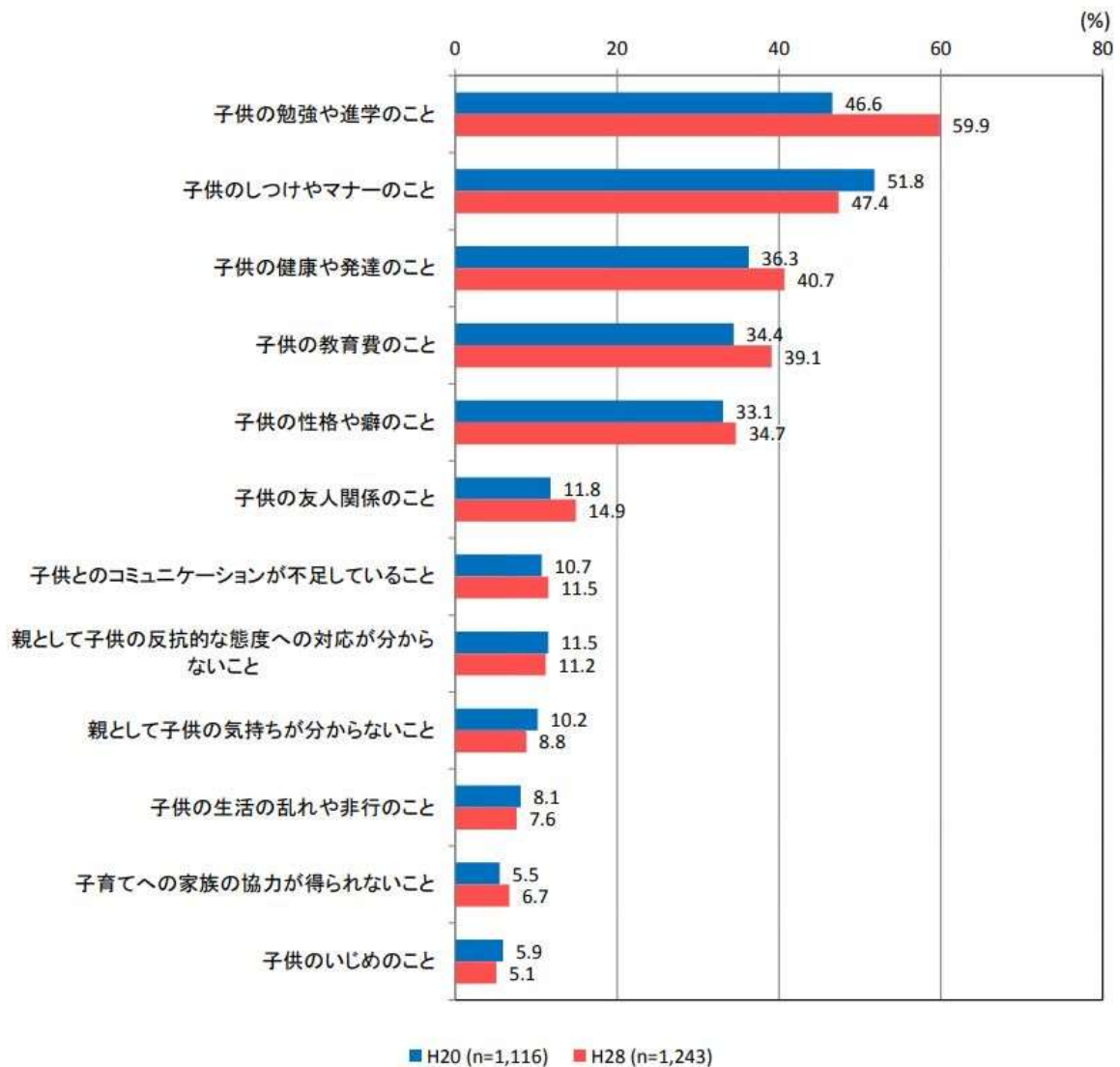
- 家庭における教育の悩みは皆が共通して抱えるものであることから、地域や社会が一体となり、これらの悩みを自由に語り合える環境づくりや、家庭環境に応じた支援を行うこと。
- 家族で食卓を囲み、コミュニケーションを深め、食事マナーを学ぶ機会を設けること。

(資料5)

① 子育てについての悩みや不安



② 悩みや不安の大きなものについて



出典：文部科学省委託調査 平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」

③ 起床時刻と就寝時刻

平均起床時刻（平日）

	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)
10～14 歳	6 時 38 分	6 時 34 分
15～19 歳	6 時 54 分	6 時 51 分
20～24 歳	7 時 56 分	7 時 47 分
25～29 歳	7 時 17 分	7 時 14 分
小学生(10 歳以上)	6 時 38 分	6 時 36 分
中学生	6 時 41 分	6 時 34 分
高校生	6 時 36 分	6 時 42 分
その他の在學生	7 時 55 分	7 時 50 分

平均就寝時刻（平日）

	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)
10～14 歳	22 時 24 分	22 時 22 分
15～19 歳	23 時 48 分	23 時 42 分
20～24 歳	0 時 31 分	0 時 20 分
25～29 歳	0 時 07 分	0 時 00 分
小学生(10 歳以上)	21 時 57 分	21 時 54 分
中学生	22 時 55 分	22 時 54 分
高校生	23 時 42 分	23 時 43 分
その他の在學生	0 時 47 分	0 時 29 分

出典：総務省 「社会生活基本調査」

④ 朝食の欠食率

	1- 6歳		7-14歳		15-19歳		20-29歳	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	389	100	517	100	277	100	428	100
家庭食	329	84.6	451	87.2	224	80.9	282	65.9
調理済み食	33	8.5	37	7.2	20	7.2	35	8.2
外食	2	0.5	0	0	3	1.1	4	0.9
給食	0	0	0	0	0	0	3	0.7
欠食	25	6.4	29	5.6	30	10.8	104	24.3
菓子・果物などのみ	23	5.9	23	4.4	14	5.1	43	10
錠剤などのみ	0	0	0	0	1	0.4	3	0.7
何も食べない	2	0.5	6	1.2	15	5.4	58	13.6

出典：厚生労働省 平成30年「国民健康・栄養調査」

(3) 父親の子育て参画

(現状)

核家族化や都市化の進行により地域におけるつながりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下している中で、子育ての孤立感・不安感が増大しています。

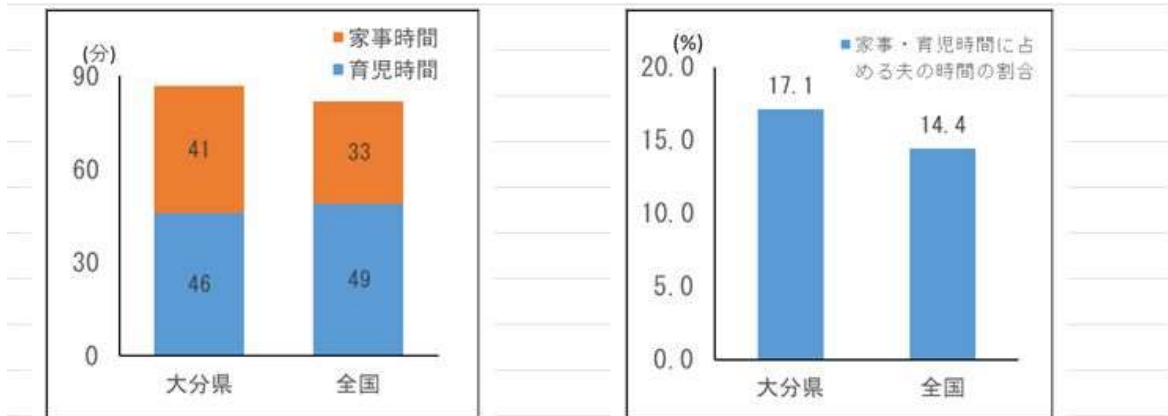
6歳未満の子どもを持つ本県の父親の一日平均の家事・育児時間は、平成18年では36分でしたが、平成28年には87分に加え、父親の子育て参画に一定の進展はあったものの、性的役割分担意識等により、未だに母親の子育て負担感は大きい状況です。

母親の子育て負担感を軽減し、子どもを健やかに育てていくためには、父親が家庭や地域で子どもたちと一緒に過ごす時間を増やしていくなど、幼少期からの子育てに積極的に関わる必要があります。

(課題)

- 男性を含めたすべての人が「働き方の見直し」を進め、働きやすい環境を阻害する職場の慣行等を解消すること。
- 父親が家庭内における役割・責務を自覚し、子育てに積極的に参画すること。
- 企業がPTA活動や地域の行事等に父親が参加しやすい環境を整備すること。

(資料6) 男性の家事・育児への参画



注：6歳未満の子どもがいる夫・妻（夫婦と子どもの世帯）を調査対象として、週全体の行動種類別合計時間を1日当たりに平均した時間。家事時間には調査上の家事時間に買い物時間を合算している。

出典：総務省 平成28年「社会生活基本調査」

(4) 子どもの貧困

(現状)

我が国の子どもの貧困率は諸外国に比べて高く、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率が依然として低いことなどから、子どもの貧困に対する対策が求められています。また、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）では、経済的負担だけでなく、母親又は父親が仕事、家事や子育ての全てを一人で担っている場合が多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。

(課題)

- ひとり親家庭等のそれぞれのニーズに合った子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等を総合的・複合的に推進すること。
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されないよう、貧困な状況にある子どもが心身ともに健やかに育成される環境整備を計画的・総合的に進めること。

(資料7)

① 大分県の母子家庭・父子家庭の世帯数

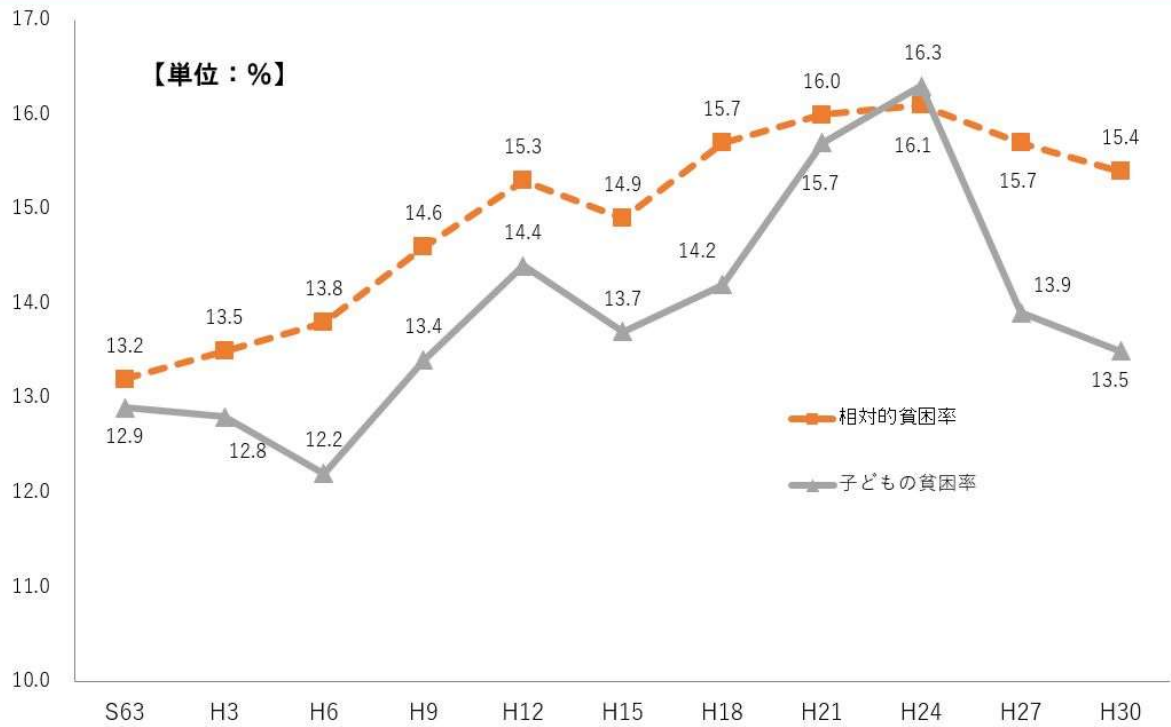
区 分	世帯数 (世帯)	世帯数割合 (%)
母子家庭	7,778	1.6
父子家庭	760	0.2
世帯総数	486,535	100

注：母子家庭・父子家庭の世帯数は、母又は父(世帯主)と20歳未満の子の世帯数

出典：総務省 平成27年「国勢調査」

② 子どもの相対的貧困率

日本の相対的貧困率・子どもの貧困率の推移



出典：厚生労働省 国民生活基礎調査

2 青少年と学校

(1) 児童生徒数の推移

(現状)

大分県の小・中・高・特別支援学校における児童生徒数は年々減少傾向にあり、昭和25年には28万4,938人でしたが、令和2年は12万694人と半分以上に減少し、最低数を更新しています。

(課題)

- コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力等を身に付けさせること。

(2) 学力

(現状)

全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校6年生の学力は平成26年度以降全国平均を上回っています。中学校3年生の学力は、平成28年度まで全国平均を下回っていましたが、平成29年度、令和元年度は全国平均を上回っています。

(課題)

- 「思考力・判断力・表現力等」の育成や学習意欲を高めること。

(3) 健康と体力

(現状)

今日の青少年は生活水準が向上し、食生活が豊かになったことから体格はよくなっているものの、運動不足や食生活の乱れ等から肥満傾向を有する児童生徒の増加や小児期からの生活習慣病の増加等、健康面で懸念される状況が見られるとともに、運動する子どもとしない子どもの二極化が顕著になっています。

また、学業の不振や対人関係等の挫折体験をきっかけに、自分自身に対する評価を低く見る傾向があります。このことが摂食障害（拒食症・過食症）等の心因性の病気に陥る子どもの増加や不登校、ひきこもり等の原因となっています。

(課題)

- 生涯にわたる健康・体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ること。

(4) 学校教育

(現状)

グローバル化や少子高齢化、急速な技術革新等変化の激しい時代の中で、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、学力・体力の向上とともに、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力等を身に付けさせることが求められています。

卒業後を見据えて、学校での学習とのつながりを見通しながら、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できる環境整備が求められています。

子どもが自立し社会参加をするため、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が必要です。

(課題)

- 持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権等様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出す力を育成すること。
- 未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせるため、資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく育成すること。

(5) 生徒指導

(現状)

いじめ、不登校等生徒指導上の諸課題については、原因や背景が複雑・多様化しており、未然防止や発生事案への対応にあたり、関係機関が連携した組織的な取組が求められています。

本県では、些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めていることから、令和元年度のいじめ認知件数（1,000人あたり93.8件）は、全国平均（1,000人あたり46.5件）を上回っています。

また、本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,843人（1,000人あたり20.8人）で全国と同様に増加傾向にあり、その低減に向けた取組と不登校児童生徒に対する教育機会の確保に努める必要があります。

高等学校では不登校生徒数618人（1,000人あたり20.4人）、中途退学者数330人、中途退学率1.1%と、それぞれ横ばい傾向にあります。

不登校や中途退学者は、学習支援が必要な場合も多く、学び直し等支援体制の強化が求められています。

さらに、全国の15～19歳の死因第1位が自殺であり、本県においても、青少年に対する自殺予防の取組の充実が求められています。

(課題)

- 他者から認められ他者の役に立っているという「自己有用感」や「自尊感情」を児童生徒が感じ取れる人間関係づくりを行い、いじめや不登校が生まれにくい魅力

ある学校・学級をすること。

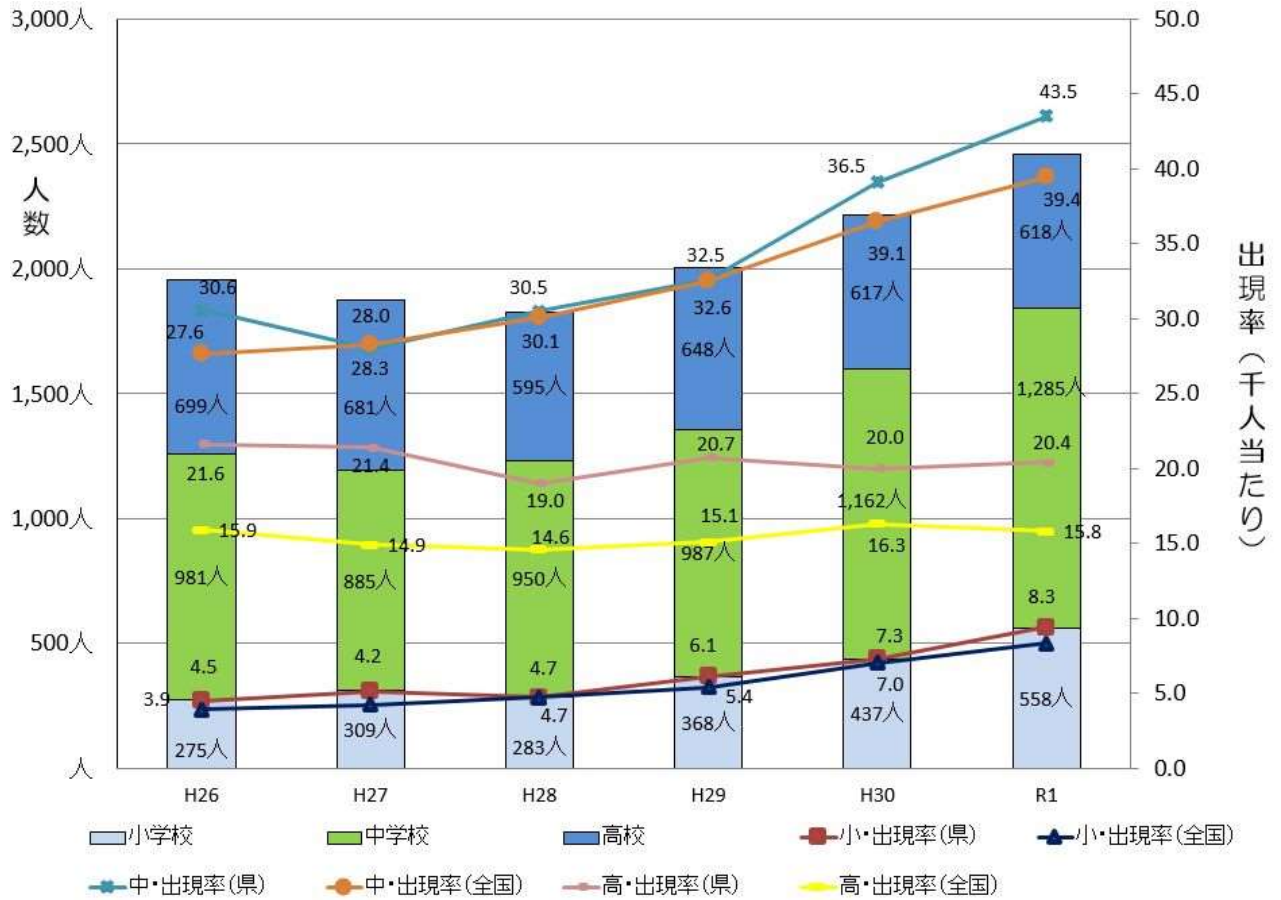
- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加する定期的な校内対策委員会の開催により、いじめを早期に認知し、組織的な対応を図ること。
- 不登校の児童生徒や高等学校中途退学者等を対象に、学校以外の学びの場における多様な教育機会を確保し、社会的自立に向け必要な社会体験や学習（学び直し）を支援すること。
- 関係機関等と連携した幅広い支援の充実や強化により、誰もが自殺に追い込まれることのない社会をすること。

(資料8)

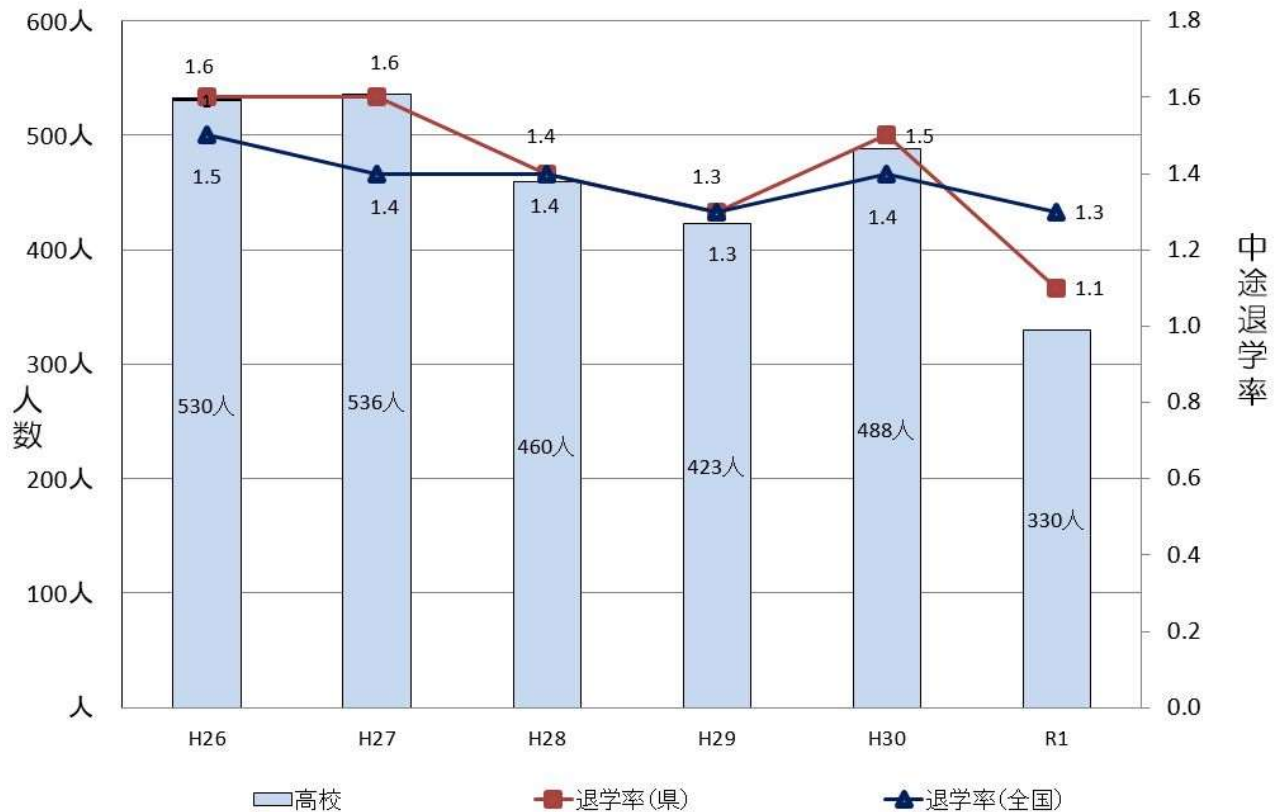
① 大分県におけるいじめの認知件数・解消率



② 不登校児童生徒の出現率推移（小・中学校）



③ 中途退学者数・中途退学率（国公立高等学校）



出典：文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6) 発達障がいに対する理解

(現状)

自閉症、注意欠陥多動性障がい、学習障がい等の発達障がいのある子どもは、社会性やコミュニケーション等に困難があるため、集団になじめない様子が見られたり、関わりにくいという印象を抱かれたりします。

発達障がいに対しては、平成17年の「発達障害者支援法」の施行や特別支援教育への転換等により理解が深まってきました。また、乳幼児健診等で早期に障がいが発見されるようになり、乳幼児期から専門機関で療育を受けたり、望ましい接し方を保護者や周囲の者が理解することで、環境への適応状態が改善されています。

しかし、「本人の性格や親のしつけによるものだ」というような誤った認識が未だに根強く残っており、障がいの発見の遅れ、不適切な対応等が重なると、小一プロブレムやいじめ、不登校といった二次障がいにつながるおそれがあります。

(課題)

- 社会において、発達障がいに関する正しい知識の理解・啓発を進めるとともに合理的配慮を提供すること。
- 発達障がいを含め、障がいのある子どもが地域で健やかに育つよう、医療、保健、福祉、教育等の各機関が連携し、障がいの早期発見から早期療育、就学へ円滑に繋ぐこと。
- 発達障がいに関する気づきから障がいの受容に至る過程で、保護者の心理的な不安や葛藤に寄り添い、子育てに関する的確で具体的なアドバイスを行うなど、家庭に対する十分な支援を行うこと。

(7) 人権意識の高揚

(現状)

青少年の人権については、権利主体として権利保障を図り、自立した個人として成長するよう、大人や社会の適切な援助が必要です。

わが国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、意見表明権の尊重等が示されています。

このような中、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待やスクールセクハラ等様々な問題が深刻になっており、「児童虐待防止法」や「児童ポルノ禁止法」等青少年の生命・身体や人格の形成を保護する制度の適切な運用を図る必要があります。

加えて、被害を受けた青少年に対する相談・ケアに関する取組の充実や非行少年の更生保護に関する継続的な取組も求められています。

さらに近年では、インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷、デートDV、性的少数者の人権問題等、新たな人権課題への対応が求められています。

(課題)

- 小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な人権教育に取り組むこと。

- 学校・家庭・社会において、子どもの権利を尊重するための人権教育・啓発に取り組むこと
- 青少年の規範意識を高めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う態度と実践的な行動力の育成を図ること。
- 青少年等が困り事や悩み事を気軽に相談できる環境を整備し、県民に向けて広く情報発信すること。
- 被害青少年の相談や継続支援に関する施策を充実するとともに、非行少年の更生保護施策を充実すること。

3 青少年と地域社会

(1) 「協育」ネットワーク

(現状)

青少年の健全育成は全ての大人の願いであり、責任です。このため、家庭・地域・学校がそれぞれの教育力を発揮するとともに、相互に連携・協力して青少年を育てるための教育の協働（「協育」）を推進しています。現在、概ね中学校区を単位に公民館等に「協育」コーディネーターを配置し、多くの地域住民の参画のもと、学習支援や学校行事への支援等を行う「学校における地域学校協働活動」、放課後や土曜日等に多様な体験活動や補充学習を行う「小学校チャレンジ教室」、「未来創生塾」を実施しています。

(課題)

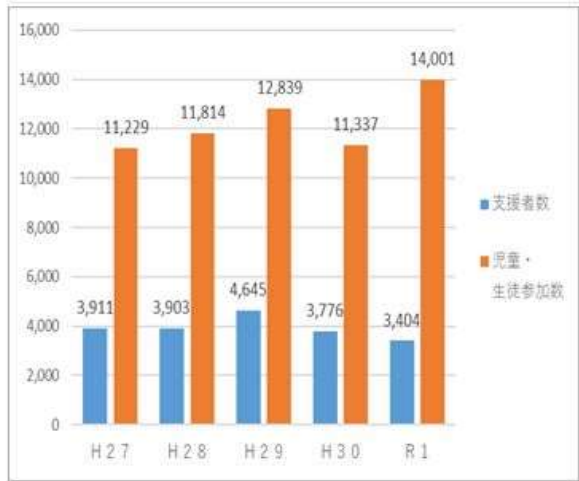
- 「協育」ネットワークづくりについて市町村間における取組の差があることから、その意義や重要性を多くの大人が理解し、活動へ参画すること。
- 「協育」を推進する上で「協育」コーディネーターの果たす役割が重要であることから、コーディネーターの資質の向上に取り組むこと。
- 「協育」ネットワークの支援員の高齢化・固定化により、ここ2年間は支援員の人数が減少傾向であることから、「協育」ネットワーク活動の拡充を図るために、新たな支援員を確保すること。

(資料9)



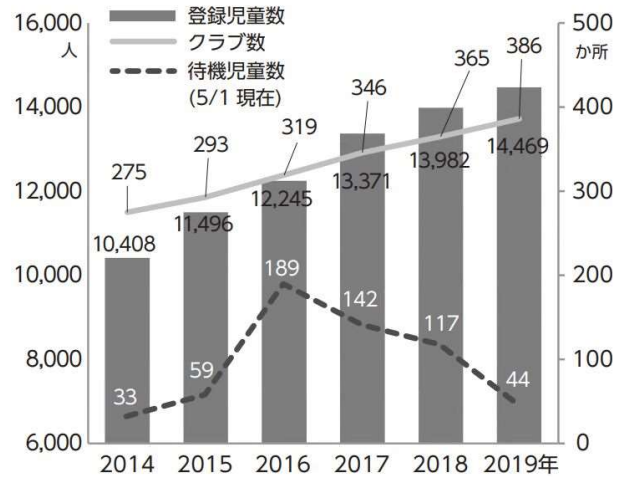
(資料10)

① 放課後等における地域活動参加状況



出典：教育庁社会教育課調査

② 放課後児童クラブ登録児童、待機児童数の推移



出典：福祉保健部こども未来課調査

(2) 登下校時の児童生徒の安全確保

(現状)

児童生徒の安全確保は、安全安心な社会づくりの要です。

これまで、登下校時における児童生徒の安全を確保するため、地域において多岐にわたる取組が行われてきました。

しかし、既存の防犯ボランティアが高齢化する中、新たな担い手が不足するとともに、共働き家庭の増加により保護者による見守りが困難となるなど、見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少しています。

その結果、学校から距離のある自宅周辺で児童生徒が1人で歩く「1人区間」等において「見守りの空白地帯」が生じ、登下校中の児童生徒が不審者から声をかけられる事案等が発生しています。

また、全国的には、多くの人が集まる場においても、児童生徒が巻き込まれる事件・事故が発生しています。

(課題)

- 子どもを見守る多様な担い手を確保すること。
- 大人が子どもや不審者に対して行動を起こすこと。
- 子どもが、発達段階に応じた危険予測・回避能力を身に付けること。
- 不審者情報等を共有し、迅速に対応すること。

(3) 体験活動

(現状)

体験活動とは、「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」の

3つに大きく分類されますが、いずれも青少年が直接自然や人・社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を包含しています。

子どもたちが屋外で遊ぶ機会が減少し、集団行動や地域の大人との関わり等が希薄になっている中、スマートフォンやゲーム、インターネットへの依存傾向が高まり、実際に体験しなければ得られない自然体験の中での感動や、人と人との心温まるふれあいの場における人間関係の構築が少なくなっています。

学力を高めることはもちろん重要ですが、一方で、想定外の事態や未知の世界に遭遇した際の対応力、新しい価値の発見力や自然の素晴らしさを感じる豊かな心を育む必要があります。

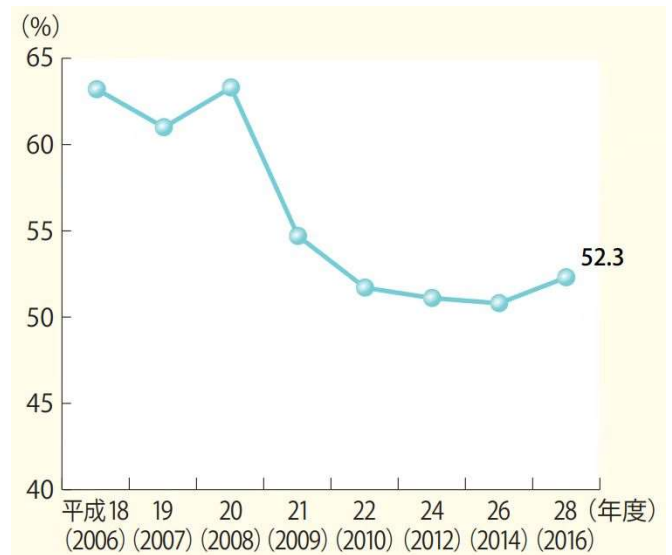
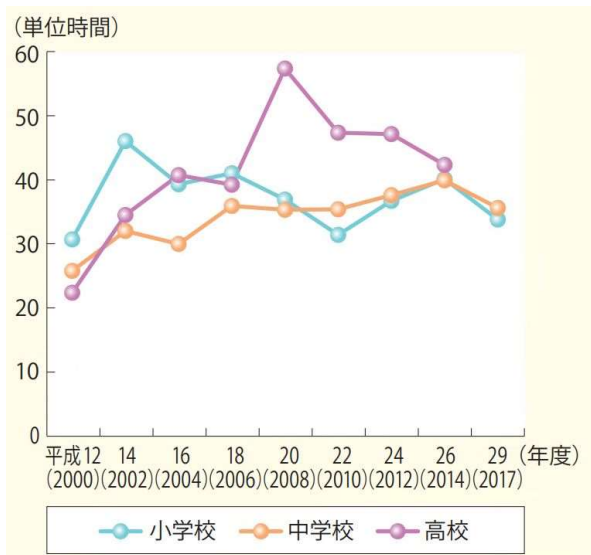
令和2年版「子供・若者白書」によると、学校以外の団体等が行う自然体験活動への参加率は50%程度にとどまっていますが、自然体験を多く経験した子どもの方が、自己肯定感や道徳観・正義感が高い傾向があるという結果が報告されています。

(課題)

- 青少年が様々な体験活動を行うことができる機会を創出すること。
- 体験活動を行う団体と連携・協力し、指導者を育成すること。

(資料 11)

- ① 学校における体験活動の実施時間数
- ② 学校以外の団体等が行う自然体験活動への参加率



出典：文部科学省調べ

(参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

(注) 1 小学校は5年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均 (45分を1単位時間)、中学校、高校は2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均 (50分を1単位時間)

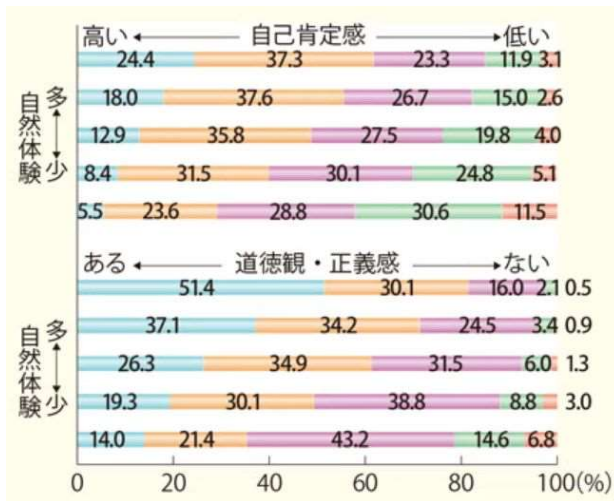
2 平成29年度は、高校については実施していない。

出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構 「青少年の

体験活動等に関する意識調査」(平成28年度調査)

(注) 平成23年度及び平成25年度、平成27年度は調査が実施されていない。

③ 自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係



出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構 「青少年の体験活動等に関する意識調査」（平成28年度調査）

参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」

(4) 青少年団体等

(現状)

「大分県青少年健全育成大会」の開催等を通じて、青少年団体や青少年育成支援団体等を中心として県民の青少年健全育成に係る気運を醸成しています。

また、大分県青少年団体連絡協議会加盟団体等が行う青少年の育成につながる事業に対して支援するとともに、活動状況をSNSやHP等の様々な媒体で広く紹介することなどにより、活動の活性化を図っています。

さらに、「大分県少年の船運航事業」、「中高生リーダー研修」の実施を通じて成人、中・高校生等青少年団体等の次代を担うリーダーを養成しています。

(課題)

- 県内の青少年団体や青少年育成支援団体等の活動状況等を情報発信する媒体の幅を広げること。
- 「少年の船」に乗船した若者が降船後、運営に携わったことにより身についたスキルを活かして主体的な地域活動に取り組むこと。

(5) 自然環境や地球環境への関心

(現状)

自然災害の約9割は、台風、梅雨、低気圧（前線）の大雨による水害・土砂災害である中、本県は台風の常襲地帯となっています。

また、最近では東日本大震災等の甚大な被害をもたらす地震・津波の発生や50名を超える戦後最大の死者数を記録した御嶽山の噴火も発生しました。

自然災害を防止し、あるいは災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐためには、治水、砂防、地すべり対策や港湾、海岸、道路の災害対策等とあわせ、「自らの生命・財産は自らの手で守る」、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」ことが第一です。

さらに、地球温暖化や海洋プラスチックごみ等の環境問題への対応が喫緊の課題となっており、県民一人一人が自らのこととして環境問題に関心を持ち、環境保全活動について主体的に考え、行動することが必要であることから、あらゆる世代や様々な場における環境教育の推進が重要です。

(課題)

- 青少年が、防災に関する知識及び技能の習得のため、研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加すること。
- 互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす自主防災組織の活動への参加促進を図ること。
- 本県の豊かな自然環境とその恵みの大切さを学び、将来世代まで継承していく意識の醸成のため、自然観察や自然体験等実体験を通じた環境教育に努めること。

4 青少年と情報化社会

(現状)

スマートフォンやインターネット等の急速な普及により、社会の情報化は飛躍的な進歩を遂げ、世界中のあらゆる人々との情報交換を可能にするなど、生活の利便性向上に繋がっています。

その一方で有害な情報も氾濫しており、インターネットやSNS利用が低年齢化している中で、その利用方法によっては、判断能力が十分に身につけていない青少年に悪影響を及ぼしかねません。

さまざまな著作物を無許可でインターネットにアップロードしたり、無許可物をダウンロードしたりする著作権の問題やSNS等で見られるような匿名による悪質な書き込み、誹謗中傷等によるネットいじめ、さらにSNSに起因するトラブルや犯罪被害の増加等がみられることから、加害防止対策と被害防止対策の両面が求められています。

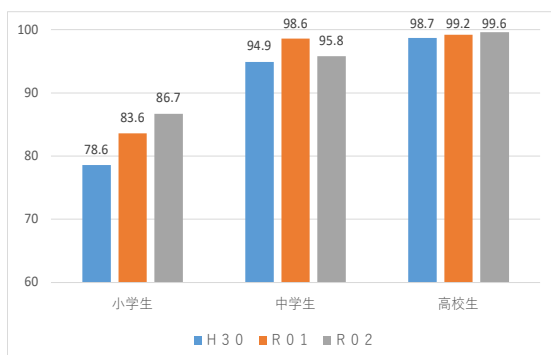
また、インターネット等の過度な利用により、SNS等の通信手段を介した方法でしか他人とコミュニケーションがとれない青少年の増加も懸念されています。

(課題)

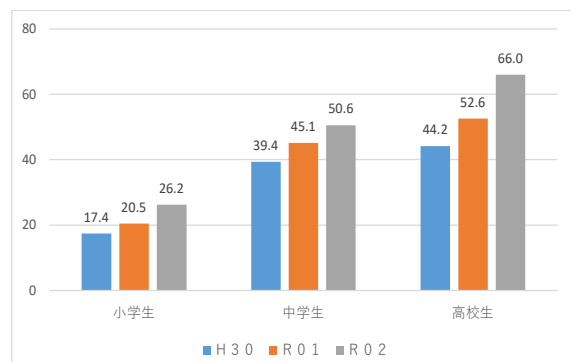
- 情報モラルについて高い意識を身につけるための情報教育(メディア・リテラシー)を推進し、情報化社会に主体的に対応できる資質や能力を習得させること。
- 発達段階に合わせたフィルタリングサービスをはじめとしたペアレンタルコントロールの利用やその他の方法による保護者の監督等、家庭における情報教育及びルールづくりの普及啓発を推進すること。
- スマートフォンやインターネットの利用実態の把握及び事業者や関係団体等と連携した社会全体で見守る体制づくりを推進すること。
- 人と実際にふれあうことができる多様な体験活動を推進すること。
- 低年齢層の子どもの保護者をはじめとした大人に対して、幅広くインターネットの正しい使い方や活用方法について広報啓発を推進すること。

(資料 12)

① 青少年のインターネット利用率



② インターネットの利用時間
(2時間以上利用)



出典：生活環境部私学振興・青少年課 令和2年度青少年ネット利用実態調査結果(抜粋)

5 青少年と国際化

(現状)

ブロードバンド等を含む通信体系の発達や交通・輸送手段の広域・高速化を背景として、人・モノ・金・情報が国境を越えて流動化しており、多様な文化や価値観を有する海外の人々と協働して仕事をするのが身近になるなど、グローバル化が急速に進展しています。

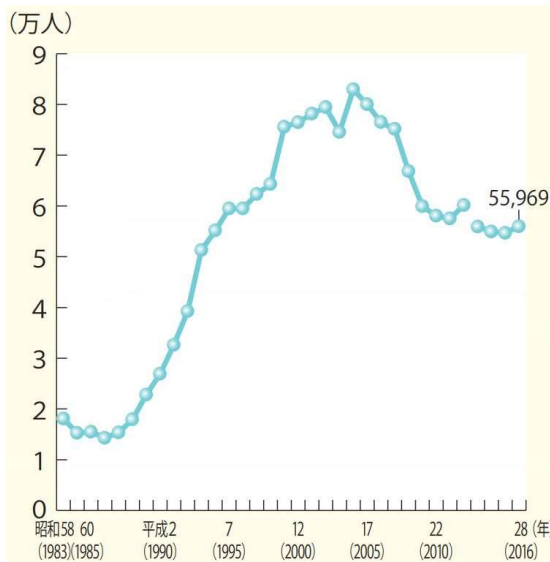
(課題)

- 広い視野と豊かな国際感覚を持ち、柔軟な思考や行動力を伴う将来の国際交流の担い手となる青少年を育成するため、国際交流活動を推進すること。

(資料 13)

① 日本人の海外留学状況

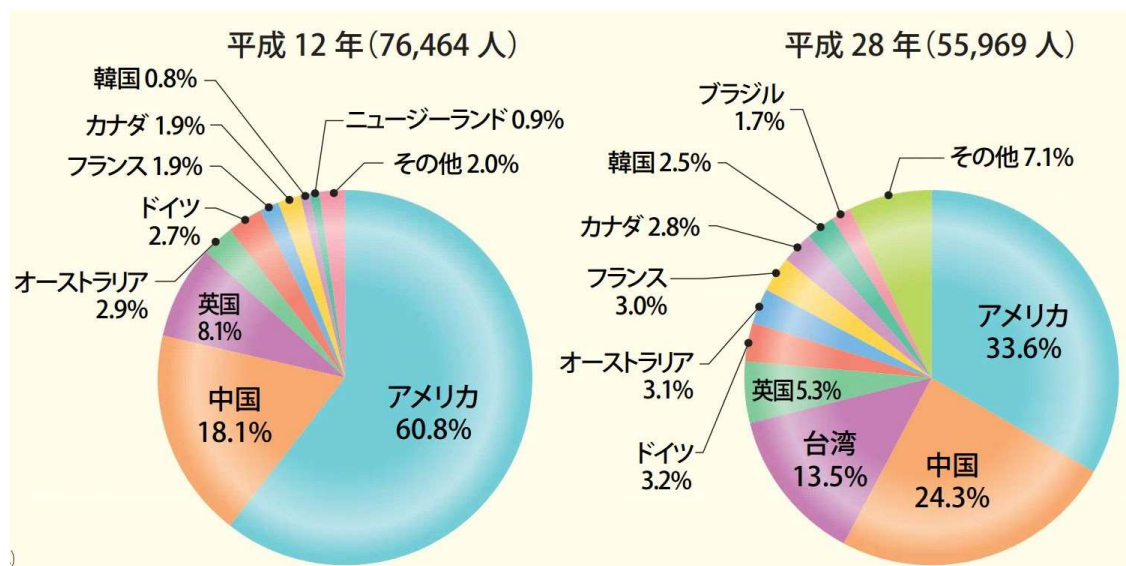
ア 留学者数



出典 以下の資料を基に文部科学省が集計したもの

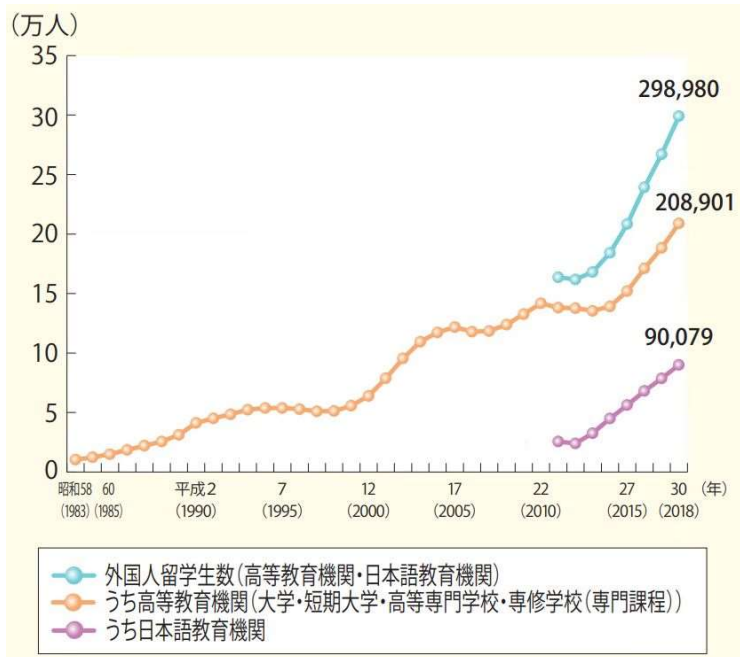
- ・OECD「Education at a Glance」及びユネスコ統計局
平成25年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留學生が対象
 - ・Institute for International Education (IIE) ”Open Doors”
アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍しているアメリカ市民
 - ・中国教育部
学生ビザまたは訪問ビザなどで中国の大学に在学している者
 - ・台湾教育部
台湾の高等教育機関に在籍している者
- (参照:内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

イ 主な留学先

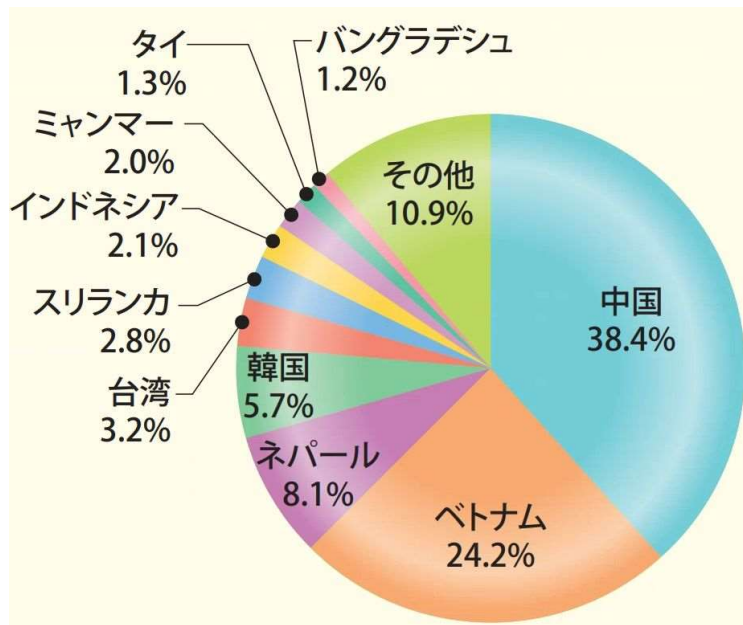


② 外国人留学生の状況

ア 外国人留学生（各年5月1日現在）



イ 主な留学先



出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

（参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」）

6 青少年の就労

(1) 雇用情勢と青少年の就労環境の変化

(現状)

生産年齢人口の減少が見込まれる中、雇用情勢は緩やかに回復傾向にあるものの、若年者の失業率は他の年齢層に比べ高く、フリーターも増加・高年齢化（年長フリーター）しています。

最近ではコロナ禍の中、特定の業種を中心に求人数が減少しているという不安要素もあります。

また、新規学卒者における就職後3年以内の早期離職率も増加傾向にあります。

さらに、健康上の理由や人間関係の挫折により働くことに自信がない、やりたい仕事が見つからないなど様々な理由により労働市場に参入してこない青少年（若年無業者）は、ここ10年間で、55万人を超える水準で推移しています。

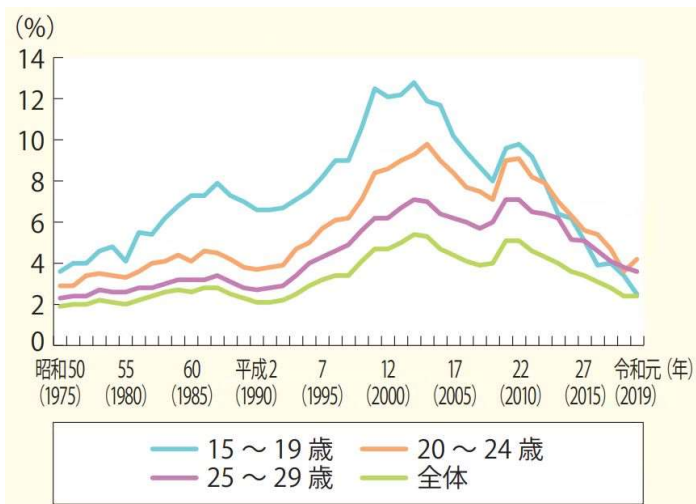
一方で、職場は、青少年にとって生活の重要な部分を占め、経済的基盤を保障する場であるとともに、適性或能力にあった職場生活を過ごしながらか生活の満足度や充実感、生きがいと深くつながる場であるとも言えます。

(課題)

- 働く意欲のある全ての担い手の就業支援及び人材を確保し定着を図ること。
- 若年無業者（ニート）やフリーターの増加を防止するため、就学期の早い段階から職業観や勤労観を育むこと。
- 困難を抱える青少年に対しては、総合相談窓口である「おおいた青少年総合相談所」に設置されている「おおいた子ども・若者総合相談センター」と就労支援機関等関係機関との連携による就労支援を強化すること。
- 高校生等の青少年が就労する上で必要となる基本的な労働法制の周知・啓発をすること。
- 青少年がその適性と能力を十分に発揮でき、生きがいを持てる魅力ある職場づくりを推進すること。

(資料14)

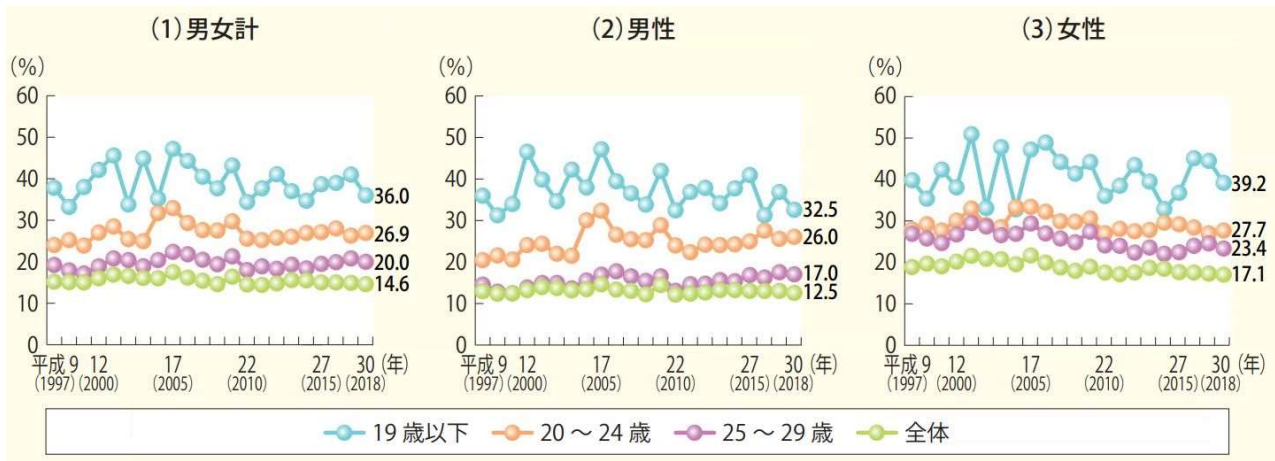
① 若年層の完全失業率の推移（全国）



出典：総務省 労働力調査（基本集計）

（参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」）

② 離職率



出典：厚生労働省 雇用動向調査

(参照：内閣府 令和2年版「子供・若者白書」)

(2) 次代を担う人材の確保・育成

(現状)

労働力人口の減少が見込まれ国内外での競争が激化する中で、本県産業の維持・発展のためには、産業界と連携した優秀な人材の確保や育成が極めて重要となっています。とりわけ、防災、医療等様々な分野においてICTの利用が進む中で、ICTを活用した新サービスの創出等イノベーションを起こすことができる将来性豊かなIT人材の育成が必要です。

また、後継者不在等による事業承継への対応も必要となっています。

農林水産業については、従事者数は減少傾向にあり、高齢化も進行している中、近年は若年層の新規就業者や参入企業等の新たな担い手が着実に増加しています。

(課題)

- 働く意欲のある全ての担い手の就業支援及び人材を確保し定着させること。
- 労働力の量・質両面を確保すること。
- 県内IT技術者の資質向上や将来性豊かなIT人材の育成に取り組むこと。
- 地域や産地を牽引する優れた経営感覚を持ったリーダーを確保・育成すること。
- 幼少期から農林水産業に興味を持ち、理解を深める取組を拡充すること。

(資料 15) 農林水産業の新規就業者数 (大分県) (人)

	H27	H28	H29	H30	R1
農業	219	227	237	248	257
林業	81	83	94	105	105
水産業	62	68	71	71	73
合計	362	378	402	424	435

出典：農林水産部農林水産企画課 令和2年9月「大分県の農林水産業」

7 規範意識等の育成

(現状)

近年、少子化や核家族化、情報化等社会の急速な変化を背景として、青少年の基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の希薄化等が懸念されています。

青少年は、自立した一人の人間として、人生を他者とともにより良く生きる人格を形成するため、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で求められるルールやマナー、規範意識等を身に付けることが求められています。

また、人間としてより良く生きる上で大切なものとは何か、自分は人間としてどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深めていくことが重要です。

(課題)

- 学校・地域・家庭等におけるあらゆる体験活動を通じて他者と関わりを持ち、相手を思いやる気持ちや規範意識・倫理観を醸成すること。
- 自分の考えを持ち、安易に周囲に流されないように自信を持った青少年を育成すること。
- 青少年は社会を映す鏡であることから、大人が青少年の模範となるように変わる意識を持つこと。

8 児童虐待（家庭養育への支援）

（現状）

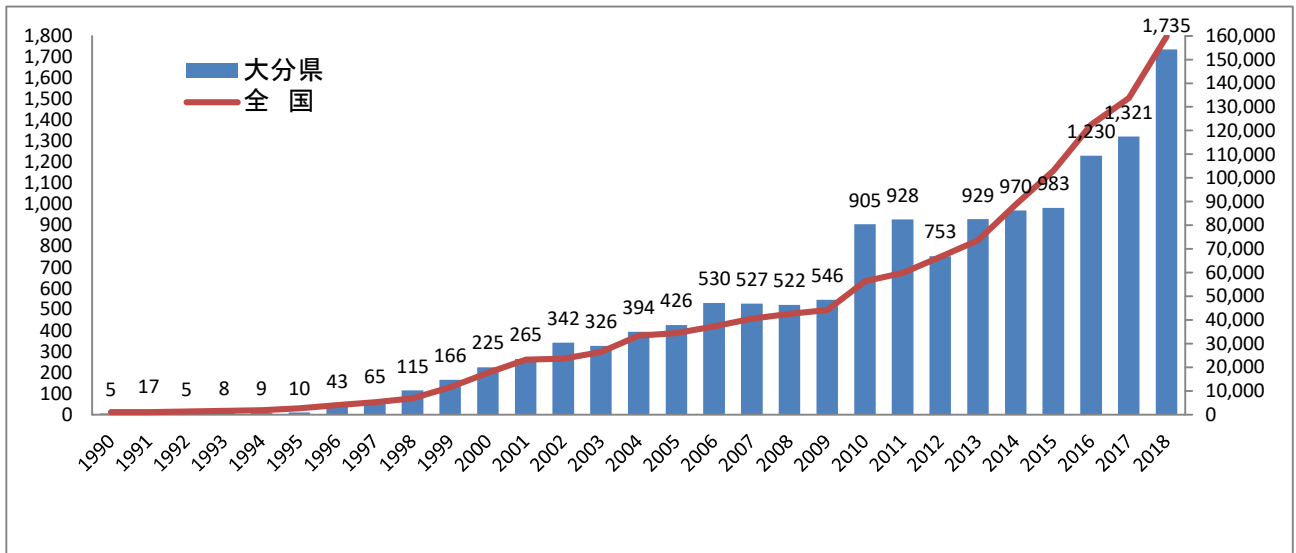
児童虐待への社会的意識の高まりや関係機関の連携の強化もあり、県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談の対応件数は、増加の一途をたどっています。

本県は、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所・市町村・警察等関係機関が情報共有と連携を強化して、支援が必要な子どもや保護者の早期発見と適切な支援に取り組んでいます。

（課題）

- 児童虐待の早期発見・早期対応のための体制をさらに強化すること。
- 家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭で適切な養育を受けられない場合には、より家庭に近い環境で養育されるよう取組を推進すること。

（資料 16） 虐待相談対応件数の推移（大分県・全国）



出典：厚生労働省 「福祉行政報告例」

9 ひきこもり

(現状)

短くて半年程度、長い場合は 20 年以上にわたって、対人関係や職場・学校等の社会への適応性等様々な要因を背景に社会生活に参加できず、ひきこもり期間が長期に及ぶ、ひきこもり当事者の高齢化が進行しています。

その結果、8050 問題と言われる親の高齢化や経済的疲弊等、深刻な問題が生じています。

県が、平成 30 年 1 月に実施した民生委員によるひきこもりの実態調査において把握できたひきこもり者の数は 637 人でしたが、平成 27 年と平成 30 年の 2 回にわたる内閣府の調査による出現率から推計される大分県のひきこもり者は 9,400 人程度と考えられます。

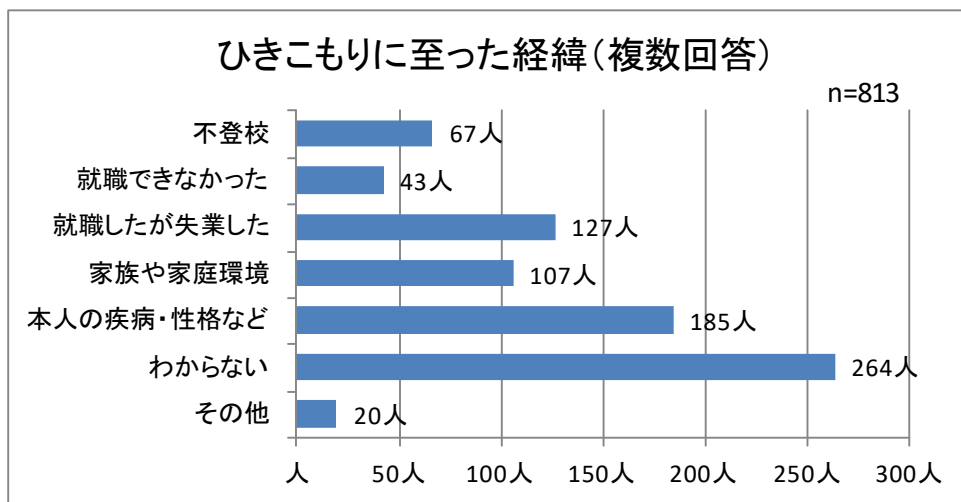
これらの相談や支援が必要なひきこもりの方に対して、より積極的・効果的な対策を進めることが必要です。

(課題)

- ひきこもりの未然防止、早期解決を図るため、地域の支援機関や民間団体等と連携し、ひきこもり当事者や家族等への支援を充実すること。
- 不登校支援や社会復帰支援等青少年自身に対する支援に加えて、個々の事案に応じた家族への精神的、経済的支援や相談体制を確立すること。
- 地域密着型のひきこもり相談・支援を充実するため、市町村との連携を強化するとともに、ひきこもり当事者の社会復帰の第一歩となるような居場所を確保し、利用を促進すること。

(資料 17)

① ひきこもりに至った経緯



出典：生活環境部私学振興・青少年課 平成 30 年度「ひきこもり等に関する調査」

② 年代別・ひきこもりに至った経緯（複数回答）

年代	不登校	就職できなかった	就職したが失業した	家族や家庭環境	本人の疾病・性格など	わからない	その他	合計
10歳代	15人	1人	1人	5人	1人	4人	0人	27人
20歳代	18人	10人	7人	7人	14人	19人	1人	76人
30歳代	20人	14人	36人	26人	31人	71人	2人	200人
40歳代	13人	10人	45人	26人	51人	76人	6人	227人
50歳代	0人	5人	25人	15人	36人	45人	4人	130人
60歳代以上	1人	3人	13人	26人	50人	46人	7人	146人
無回答	0人	0人	0人	2人	2人	3人	0人	7人
合計	67人	43人	127人	107人	185人	264人	20人	813人

出典：生活環境部私学振興・青少年課 平成30年度「ひきこもり等に関する調査」

第4章 推進項目

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

政策1 青少年の健全育成・自己形成支援

1 家庭の教育力の向上

(1) 家庭教育機能の充実

① 家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、公民館等を拠点とした、家庭・地域・学校をつなぐ支援体制の整備を推進します。

また、市町村報等の地域の広報媒体を活用し、家庭教育に関する情報提供を行います。

② 保護者に対する学習機会の提供

子育て等において家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、郡市PTA団体や子育てサークル等の様々な団体を対象にした研修会の実施や、SNSやHP等の活用により、保護者に対し学習機会や子育てに関する情報を提供します。

③ 相談機能の充実

子育てに対する不安や悩みを解消するため、電話相談等の相談機能を充実するとともに、関係機関との連携を進めます。

(2) 「家庭の日」の推進

青少年の健やかな成長に向け、「青少年の健全な育成に関する条例」で規定した「家庭の日」（毎月第3日曜日）の取組を推進するため、青少年の健やかな育ちの基盤である家庭の役割について、SNSやHP等の各種媒体を活用して啓発します。

また、「家庭の日」を「家族みんなで”いただきます!”の日」とし、食育を推進します。

2 幼児教育の充実

(1) 幼保小の円滑な接続の推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するため、幼小接続地区別合同研修会を実施します。

(2) 幼稚園教諭、保育士等への研修機会の充実

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の充実等を通じた教育・保育の質の向上を図ります。

また、特別な配慮が必要な児童や家庭に対応する人材を育成する保育コーディネーター養成研修を実施します。

(3) 幼児教育アドバイザーによる園内研修の支援

園全体の幼児教育の質の向上を図るために、幼児教育アドバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園を訪問し、園内研修の支援を行います。

また、幼児教育アドバイザー養成研修を実施し、市町村におけるアドバイザー配置を促進します。

3 魅力ある学校づくり

(1) 一人一人の能力・適性に応じた教育の推進

① 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教員の専門性を高め、個別の指導や支援を充実させるとともに、多様な進路希望に応じる支援体制を強化します。

② 確かな学力の育成

小・中学校では、児童生徒の「学びに向かう力」と「知識及び技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等」の育成を図ります。高等学校では、「知識及び技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等の能力」や「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度」の育成を図ります。

③ 豊かな心の育成

道徳教育の充実や体験活動の推進等により、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成を図ります。

(2) 生徒指導の充実

① 一人一人を大切にしている生徒指導の推進

児童生徒一人一人の人格を尊重し、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を構築するとともに、自己実現ができるよう自己形成に向け社会的資質や行動力を高めるため、児童生徒が理解を深め、全教職員が一致協力した生徒指導體制・教育相談体制の充実を図ります。

② 教育相談体制の強化

「教育相談コーディネーター」を中心とし、定期的な校内対策委員会を開催するとともにスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用等、児童生徒や保護者に対する教育相談体制の強化を図ります。

また、スクールロイヤーを活用したいじめの予防授業や教職員研修等の充実により、教職員の実践的な指導力の向上を図ります。

③ 問題を抱える児童生徒への支援の充実

学校のみによる対応が困難な深刻な暴力行為・非行等の問題行動等を起こした児童生徒一人一人に的確に対応するため、個別ケースに対する支援チームの体制整備や有効活用、福祉・医療・警察等の関係機関・団体等との連携による支援の強化と充実を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

① 一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を充実します。

そのため特別支援学校等においては、保護者や福祉・医療・労働等の関係機関と連携し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画・指導計画を策定し、これをもとに学校卒業後の生活を見据えた教育的支援を在学中から行うよう、指導・支援の充実を図ります。

② 教育相談等の支援の充実

障がいの早期発見により保護者の悩みや不安を解消し、幼児児童生徒が早期から必要な教育的支援を効果的に受けることができるよう、特別支援学校や県教育センターにおける障がいのある幼児児童生徒やその保護者等を対象とした教育相談の充実を図ります。

また、小・中学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒への指導・支援を適切かつ効果的に行うため、各特別支援学校が持つ地域における特別支援教育のセンター機能を強化・充実させ、小・中学校等の教員の要請に応じた相談や情報提供、研修支援等を推進します。

③ 特別支援学校の就労支援の強化

各特別支援学校において、卒業後の生活を見据えたキャリア教育に早期から継続的に取り組むとともに、一人一人の進路希望達成のため、地域の福祉・労働等の関係機関と連携して産業現場等における実習の受け入れ先の開拓、雇用に関する情報収集等を行い、就労支援を推進します。

また、知的障がい特別支援学校高等部では、一般就労を希望する生徒・保護者が増加しており、福祉・労働等の関係機関と連携して雇用情報の収集、障がい者雇用に関する企業等の理解促進に努め、高等部生徒の一般就労率を全国平均程度に引き上げます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
知的障がい特別支援学校 高等部生徒の一般就労率	%/年	29.1	20.0	33.0

(4) 教員の意識改革と資質・能力の向上

学校教育の充実・発展に向け、その直接の担い手である教員の資質・能力を向上させるために、使命感や情熱にあふれた優秀な教員を確保し、その適正な配置を行うとともに、校内・校外研修の充実を図ります。

また、人事評価制度の効果的運用を通じ、教員の能力開発、資質・能力の向上を図るとともに、学校組織を活性化します。

教職員が各自の役割に応じて持てる資質・能力を十分に発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、校務環境の整備や業務改善の推進を図ります。

4 学力・体力の向上、社会における自己形成支援**(1) 児童生徒の学力向上の推進****① 「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求**

資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）の育成がバランス良く実現できる「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求を図ります。

② 組織的な授業改善の推進

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」や「県立高等学校授業改善実施要領」を活用し、各校種毎の全教科・全教員による授業改善を推進するとともに、小・中・高等学校をつなぐ学びの強化を図ります。

③ 補充指導・家庭学習指導の充実

個のつまづき解消等のため、放課後や夏期休業等を活用した補充学習を充実するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した放課後や土曜日等の学習支援の充実を図ります。

また、家庭での学習習慣の定着に向けて、PTAや地域と協働した家庭学習指導の充実を図ります。

(2) 多様な教育の推進**① 心の教育の推進**

社会性や規範意識、自尊心等は、地域との交流や自然体験、ボランティア活動、スポーツ等の体験活動を通じて学ぶことが多いことから、小・中学校では体験活動に異年齢集団による活動等も取り入れることにより、児童生徒に、自らを律しつつ、

他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育みます。

また、道徳科の時間を要として学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進します。

② ICTを活用した教育の推進

超スマート社会（Society5.0）を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成に向け、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れるなど、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。

また、授業において教員がICTを効果的に活用するための研修を充実し、対面指導と遠隔・オンライン教育とを組み合わせることで、個別最適な学びと協働的な学びを展開します。

あわせて、タブレット型端末等のICT環境の整備を進め、災害や感染症の発生等による臨時休業等の緊急時においても子どもたちの学びを保障する環境を整備します。

③ 生涯を見通した教育の推進

高齢者に対する感謝や思いやりの心を育み、様々な世代が共に生きる人間関係が築かれるよう、福祉体験活動や世代間交流等を推進し、高齢者と子どもたちが学び教え合う機会や場の拡充を図ります。

また、地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした、地域主導の子どもの学習活動や体験活動への参画・協働等の新たな体制を整備します。

(3) 健康・体力づくりの推進

① 学校体育の充実、運動の日常化・習慣化の推進

運動意欲を喚起し、体力向上を図るため、体育の授業改善を推進するとともに、持続可能な運動部活動の実現に取り組みます。

また、生涯にわたる健康、体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ります。

② 学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を「生きた教材」としての活用とともに、家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して食育を推進します。

また、むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を促進します。

③ 学校保健の充実

自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。

(4) 性についての教育の推進

SNSをはじめとするインターネット等に起因した性の逸脱行為が多くなっていることから、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識を理解させることにより、適正な意思決定や行動選択ができる児童生徒の育成を図ります。

(5) 次代の親づくりの推進

児童生徒の発達段階に応じて、幼児との触れ合い等の体験活動を通し、家庭生活を大切にすることを育むとともに家族と家庭の役割の理解等子育て理解に関する教育を推進します。

若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、家庭や子育て等ライフデザインに関する学習の充実を図ります。

(6) 青少年の自己形成支援の推進

青少年が社会を生き抜く力を身に付けるため、家庭・地域・学校等が協働し、青少年の基本的な生活習慣の確立や「いのち」の大切さ、規範意識を育む道德教育や人権教育の充実を図ります。

また、自ら課題を見つけ、自らの考えを持ち、自信を持って主体的に解決していく力や、他者への思いやりを持ち、自らの心と体を守ることができる力を育成します。

さらに、世代間交流や、青少年団体等や他者との交流、実体験等を積み重ねることができるよう様々な体験活動の場を充実し、参加を促進することにより、青少年の自己形成を支援します。

政策2 多様な活動・社会形成・社会参加支援

1 多様な教育の推進

(1) 人権教育の推進

青少年をはじめとする一人一人の個性を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、子どもの人権問題や部落差別問題等、あらゆる人権問題の解決を図る豊かな人権感覚と人権を尊重する意欲や態度、技能を育成するため、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

(2) 防災教育の推進

地震体験車やおおいた防災VR等疑似体験ツールの活用、大分県版マイタイムラインの普及、県民防災アクションデーの実施等により、学校や地域等のあらゆる機会を通じて防災教育を推進します。

また、青少年の防災意識を向上するため、防災の専門家や関係者による講義や実技演習を授業に取り入れるなど、学校における防災教育の充実を図ります。

(3) 環境教育の推進

次代を担う子どもたちの環境問題に対する意識と理解を育み、環境保全活動に参加する態度や環境問題を解決する能力を育成するとともに、子どもの自主的な環境保全活動を支援します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
こどもエコクラブ参加メンバー数	人	1,281	1,581	1,635

(4) 消費者教育の推進

消費生活において自主的かつ合理的に行動できる消費者を育成するため、ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携して体系的に推進します。

特に、若年者の被害防止のため、学校における消費者教育を充実します。

(5) 食育の推進

健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり、次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくりを目指し、「大分県食育推進計画」に基づき、県民が一体となって食育に取り組めます。

また、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減につなげるため、食べ物を大切にする「もったいない」意識の醸成を図ります。

(6) 主権者教育の推進

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、青少年に対する主権者教育の重要性がさらに高まる中で、民主政治とそれを支える国民主権の観点から、青少年が選挙の意義を理解し、主権者としての自覚や責任感を持った有権者となるよう、政治・選挙を身近に感じることができる教育を推進します。

(7) キャリア教育の推進

児童生徒に望ましい勤労観・職業観と職業に関する実践的な知識・技能を身に付けさせ、主体的な職業選択の能力や態度を育成するため、小・中・高等学校の12年間を通して、自己の将来を考えていくためのキャリアノートを活用するとともに、地域産業と連携したインターンシップの実施や企業情報の提供等により、体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。

(8) 読書活動の推進

青少年が読書活動を通じて豊かな心を育めるよう、読み聞かせグループ等子どもの読書活動関係者を支援するとともに、県立図書館における児童図書の整備を図り、推薦図書を選定し、広く情報発信します。

また、保護者を対象とした読み聞かせや子どもの本に関する講座を実施して、家庭における読書活動の重要性に対する理解を促進するなど、青少年が読書に親しむ機会を充実します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
公立図書館の利用者数	万人	229	235	268

2 スポーツ活動の推進

近年、スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上だけではなく、青少年の健全育成や地域社会の活性化等、人々の生活において多面にわたり役割を担うようになってきたことから、スポーツイベントの充実をはじめ、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や関係機関等との連携強化等、スポーツ活動に取り組む環境整備の推進と支援に取り組めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
週1回以上の運動・スポーツ実施率	%	40.5 (※)	51.7	56.0

総合型地域スポーツクラブの会員数	人	16,090	16,027	20,000
------------------	---	--------	--------	--------

※平成26年度はスポーツ実施率の調査未実施のため、基準値は平成25年度データ

3 芸術文化活動の推進

国内外の著名な演奏家の公演をはじめ、県内の芸術文化団体による学校や公民館等での演劇や音楽の公演、県立美術館での魅力ある企画展や教育普及事業等の実施を通じて、優れた芸術文化の鑑賞機会や専門家による直接指導の機会を提供するなど、青少年の自主的な芸術文化活動の促進と支援に取り組みます。

さらに、文化財愛護意識を醸成するため、青少年による芸術文化に係る団体活動を促進します。

4 様々な体験活動の推進

青少年が生き抜く力を自ら養うため、芸術文化や科学に直接触れる学校内外における多様な体験活動や、青少年教育施設等における自然体験活動等を積極的に推進します。

あわせて、活動支援等を通じて青少年団体の取組を活性化するとともに、活動状況を広く紹介して青少年の団体加入、体験活動への参加を促します。

さらに、「大分県少年の船」運航事業では、船内研修や現地研修、体験活動等の集団生活を通じて、広い視野と社会性や協調性、自立心や主体性、コミュニケーション能力等人間関係を形成する力を身に付けさせるなど、青少年の豊かな心を育みます。

5 社会形成・社会参加への支援

青少年が社会的に自立していけるよう、地域と連携して、環境保全活動や地域活動等のボランティア活動への参加を積極的に促進するとともに、青少年団体の活動支援を行い、それらの団体の活動をSNSやHP、広報誌等の各種媒体を活用して広く情報発信するなど、青少年がいきいきと社会参加できるよう支援します。

6 国際的視野をもった人材の育成

(1) グローバル人材の育成

国際理解を深め、社会のグローバル化に対応できる国際感覚を養うため、大学・短大等に在籍する留学生数が人口あたり全国トップクラスという本県の優位性を生かして、青少年と留学生等との交流を推進します。

また、ALT(※)の積極的な活用等、学校教育全体を通じた言語活動を充実します。

さらに、未来を担う青少年の国際交流を進め、異文化体験を通じた国際理解が深まるように訪日教育旅行の受入れを促進します。

※ ALT (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手

(2) 留学支援の強化

海外へ留学する学生を支援することにより、青少年の目を大分から世界に向けさせ、社会のグローバル化に対応できる人材を育成します。

このため、海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」の活用や大分県高校生海外留学支援金の支給等を通じて、青少年の留学に係る経済的支援の充実を図ります。

(3) 国際理解教育の推進

これからの社会のグローバル化を見据え、外国語指導助手や留学生等を積極的に授業に活用するなど、挑戦意欲と責任感・使命感、多様性を受け入れ協働する力、大分県や日本への深い理解、知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力、英語力等の総合的な育成を推進します。

各学校においては、県内在住の留学生や訪日教育旅行団等との交流等を行うことで、多様な文化やものの見方・考え方があることに体験的に気付かせるなど、各学校が毎年一度は、外国の文化や価値観に直接触れる機会を創出するなど、児童生徒が国際的な見識を広げ、相互理解を深める機会の拡大を推進します。

政策3 社会にはばたく力の養成・環境づくり**1 職場体験、キャリア教育・職業教育の推進**

各学校段階を通じて、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、学校と地域、産業界との連携・協働を推進し、組織的・体系的なキャリア教育の充実に取り組みます。

若者が将来に向けて希望が持てる職業へチャレンジでき、かつ安心して働き続けられるよう、「ジョブカフェおおいた」等において若者に対する就職・就業支援を進めます。

また、早い段階から職業観や勤労観を育むキャリア教育の充実や、一人一人の特性・ニーズに応じたきめ細かいマッチング支援、採用後の職場定着促進に取り組みます。

高校生向けの啓発資料等の作成、配布及び出前講座等により、青少年が就労する上で必要な基本的な労働法制の周知・啓発に取り組みます。

2 就労支援の充実・雇用機会の創出

企業の投資動向を把握し、効果的な誘致活動を進め、雇用の場の確保を図ります。

青少年がしっかりと職業選択を行い希望に沿った仕事に就けるよう、県内企業についての情報提供やマッチングの支援を行います。

3 魅力ある職場づくりの推進

青少年がいきいきと働き個性と能力を十分に発揮できるような魅力ある職場環境づくりを進めるため、企業に対して労働時間の短縮や、自社の従業員の福利厚生の実を図るよう啓発を行います。

また、企業と学校が連携したインターンシップの充実等、青少年の職業観、勤労観を醸成します。

4 次代を担う人材の確保・育成

産業界との連携を強化し、高校生をはじめとする青少年の技術習得及び在職者の技術・技能の向上等に努め、本県産業を支える人材の育成を図ります。

また、子どもの頃からITや先端技術に関心や理解をもつ人材の育成、並びに学生や若手技術者等の次代を担う人材の発掘・育成に取り組みます。

農林水産業の担い手を確保・育成するため、就業希望者への情報発信や技術研修、初期投資の負担軽減等、就業準備段階から経営開始後までの一貫した支援を充実するとともに、青年農業者等の技術・経営力の向上や女性の経営参画・起業促進を図ります。加えて、児童をはじめ各世代を対象に農林水産業への理解を促進するため、農山漁村の魅力発信・農作業体験等を実施します。

くじゅうアグリ創生塾による農業の担い手育成プログラムやものづくり体験の実施等、小・中・高等学校の各年代に応じた体験の場の提供を通じて次代を担う産業人材の確保、育成を図ります。

基本目標Ⅱ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

政策4 地域社会・関係機関の連携・協働

1 「協育」ネットワークづくり

(1) 学校・家庭・地域が連携・協働する「協育」ネットワークづくりの推進

公民館を拠点に、学校関係者・保護者・地域住民・関係団体等が緩やかなネットワークを形成することにより、子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援する「協育」ネットワークづくりを進め、学校教育活動や放課後、土曜日、休日等、様々な場所や場面における子供の活動を切れ目なく、多様に展開するための支援体制を整備します。

あわせて、啓発活動や先進的な取組事例の情報発信等により、学校関係者や地域住民の活動への参画促進を図るとともに、学校と地域をつなぐ中核となる「協育」コーディネーターの養成や資質向上のための研修を県内各地で実施します。

また、親子による地域活動やボランティア活動等への参加を促進するなど、地域で親子がふれあい交流を行う機会を提供します。

(2) 地域ぐるみによる家庭教育への支援

家庭や地域の教育力を高めるため、地域の中で子育てを支援するための拠点整備や親同士の連携の推進、PTA活動への支援等、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境整備を図ります。

2 地域とともにある学校づくりの推進

(1) 学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

各学校が、自己評価及び保護者等学校関係者等による評価の実施とその結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による地域とともにある学校づくりを推進します。

また、学校評価の結果に基づき学校及び学校設置者等が学校運営の改善を図ります。

私立学校においても、各学校が独自の魅力ある学校づくりを行うなかで、家庭・地域と連携・協力した取組を進めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	%	小学校：16.0 中学校：13.0	小学校：92.9 中学校：94.0	100 (小・中学校合算)

(2) コミュニティ・スクールの普及推進

学校・家庭・地域が目標・ビジョンの達成に向けて協働するコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の更なる普及促進を通して、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む「地域とともにある学校」の充実を図ります。

また、学校運営協議会と「協育」ネットワークの一体的推進を図ります。

(3) 「おおいた教育の日」の推進

こころ豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、地域の振興に主体的に参加する人づくりを進めるとした、「おおいた教育の日条例」の趣旨の実現に向け、11月1日を「おおいた教育の日」として、県内の多くの団体が参加して設立された「大分県教育の日推進会議」を中心に、教育の担い手である学校、家庭及び地域が協働して、教育について考え、主体的に取り組む運動を進めます。

政策5 子育て支援等の充実

1 子育て支援機関の整備・充実

しつけや発達等の養育上の不安や非行、いじめ等の問題行動等、子育てに関するあらゆる相談を24時間365日体制で受ける「いつでも子育てほっとライン」を充実するなど、今後も指導・援助機能の強化に努めます。

また、子どもとその家庭や妊産婦等への支援に係る業務全般を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。

2 家庭における子育て環境の整備

(1) 男性の家事参画の促進

これから結婚するカップルが家庭内での家事分担を考えるきっかけづくりとなるよう、広報・啓発等を進め、男性の家事参画を促進します。

(2) 男性の子育て参画の促進

男性の子育て参画についての理解や関心を深め、県民総参加による取組が進むよう、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育て参画を促進する市町村等の取組を支援します。

(3) 男性の家庭教育への参画の促進

父親対象の研修会開催に対して支援するとともに、父親のPTA活動、学校行事等への参加の重要性を啓発することにより、父親の家庭教育への主体的な参画を促進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の従業員が仕事と家庭生活等を両立できるよう、短時間勤務制度やテレワーク等多様な働き方の普及・定着に努めるとともに、企業に対しPTA活動や地域行事に参加しやすい職場環境を整えるよう働きかけるなど、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等の啓発に努めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男性の育児休業取得率	%	—	4.8	国の目標以上 (現状13%(R2))

3 地域における子育て支援

(1) 母子保健対策の充実

少子化や核家族化等育児を取り巻く環境の変化に伴い、親の孤立化が生じており、特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められていることに加え、親になる

準備期といえる思春期の子どもたちへの働きかけも必要であるため、母親の育児不安に対する支援や思春期の保健対策等を推進します。

(2) 子育て親子の交流の場等の充実

主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進するなど、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。

また、地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に出向く「訪問型子育て支援（ホームスタート）」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

(3) 乳幼児の保育・教育の環境整備

地域の実情に応じて質の高い教育・保育が提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

また、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等地域の多様なニーズに対応した保育サービスの一層の充実を図るとともに、保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員等に対する専門性を高める研修等を実施し、保育所等の機能強化や人材確保を支援します。

さらに、保育所等に入所する3歳未満児の保育料を、第2子以降について全額免除する市町村に対して助成し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

(4) 放課後児童クラブの充実

昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置や、ニーズに応じた開所時間の確保を促進するなど、地域における子育て支援サービスの向上を図ります。

また、地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館等の子どもの健全な居場所づくりを応援します。

(5) 病児保育の充実

病児保育を実施する市町村に対し、施設の整備費や運営費を助成するとともに、病児保育事業所に勤務する保育士等に対する研修を実施し、保護者が安心して地域で病気の子どもを預けられる環境を整備します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
放課後児童支援員・子育て支援研修終了者数	人	85	1,528	2,695

4 社会的養育を要する家庭への支援

家庭養育を優先する原則のもと、児童養護施設や乳児院等家庭に代わる養育（代替養育）について、できる限り家庭的な環境を整えるよう取り組みます。

代替養育が必要な子どもを家庭的な環境の下で養育できるよう、里親やファミリーホームへの支援の充実を図ります。

また、児童養護施設退所者等の自立を促進するため、「児童アフターケアセンターおおいた」による相談支援及び就職、進学や資格取得に必要な費用の貸付等を行います。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
里親等委託率	%	28.2	34.4	38.0

5 ひとり親家庭や子どもの貧困問題への対応

(1) ひとり親家庭の自立促進

大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、子育てや生活、就業等に関する様々な一般相談を来所や電話、SNS等で適切に対応するとともに、弁護士による無料法律相談を定期的実施し、法的な課題にも対応するなど、相談事業の充実を図ります。

また、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせん事業等との一体的な支援を行い、登録者の就業を進めます。

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援等の施策について、SNSやHP等を活用した広報・周知を強化します。

さらに、無料法律相談等の機会を設けることにより、養育費確保（離婚前を含む）に向けた支援を行います。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件/年	—	34	72

(2) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成できるよう、市町村や学校、関係団体等と連携して子どもの貧困対策を推進します。

具体的には、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業

生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つの柱を総合的、複合的に展開することにより、全ての家庭が子育てしやすい環境を整えます。

また、子どもの居場所としての「子ども食堂」が継続して運営できるよう支援します。

政策6 多様な担い手の育成**1 青少年活動に関わる団体の育成と連携・協働の推進**

青少年活動に携わる団体の活動を活性化するため、団体の活動内容等や各種助成制度等について、SNS・HP、広報誌等の各種媒体を活用して広報することで、活動の横展開を図るとともに、各団体の青少年活動に対する経費助成を行います。

また、青少年団体の活動内容等を広く県民に周知することにより、青少年の団体への加入を促進します。

2 市町村との連携・協働の推進

青少年健全育成に係る活動を行う市町村との連携・協働を推進するため、県と市町村との間で積極的な情報交換・連絡協議等を行うほか、市町村間で活動状況を情報共有するために市町村青少年担当者会議等を開催します。

さらに、市町村を通じて得た地域での青少年健全育成の好事例を、SNSやHP、県の広報誌等による啓発・広報活動を通じて広く県民に紹介するなど、市町村との連携・協働により地域における青少年健全育成活動を促進します。

3 指導者の育成**(1) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進**

青少年は社会を映す鏡であり、大人の姿勢や大人社会のあり方が青少年の規範意識等の模範となるよう、地域ぐるみでのあいさつ運動やSNS・HP等の各種媒体を活用した県民運動の趣旨や活動内容の広報等により、家庭・地域・学校・企業等が一体となった「大人が変われば子どもも変わる」運動を推進します。

(2) 地域創生力のあるリーダーの養成

活力ある大分県の創生に向け、地域づくりを牽引する人材を育成するため、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催や少年の船の運航などに取り組みます。

また、地域社会の活力ある発展を持続するため、青少年が、研修会や少年の船等で得た経験や身に付けたスキルを生かして、地域への誇りを持ち、地域の多様な資源と関わり、地域との関係性を主体的に深める取組を促進します。

4 青少年育成関係施設等の充実**(1) 社会教育施設等の充実**

青少年の学校外活動や体験活動の機会を充実するため、青少年の家、図書館、公民館等の社会教育施設の充実を図るとともに、魅力的で多様な体験活動が展開されるよう、コーディネート機能等の充実や地域と施設の特徴を生かした活動プログラムの開発を進めます。

(2) 豊かなコミュニティが息づく公園等の充実

青少年が心身ともに健康で活力ある社会生活を送れるよう、地域の特色を生かした都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの整備を図ります。

○数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値 (平成26年度)	実 績 値 (平成30年度)	目 標 値 (令和7年度)
1人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.4	13.6

基本目標Ⅲ 個別の対応を必要とする青少年への支援

政策7 青少年の状況に応じた個別の支援

1 非行防止対策・立ち直り支援

(1) 非行防止啓発活動の推進

国や県、市町村を中心に、「大人も変われば子どもも変わる運動」の一環としてのあいさつ運動の実施や少年補導、非行防止に関する広報啓発、青少年を対象とした体験活動等を積極的に推進します。

(2) 初発型非行防止対策の推進

非行の入口と呼ばれる万引きや自転車盗等の初発型非行防止に向けて、非行防止教室等の啓発活動や街頭補導等の警察活動を積極的に実施します。

(3) 地域巡回活動の推進

家庭・地域・学校の関係団体で構成する青少年健全育成協議会や少年警察ボランティア等が合同で行うヤングサポートパトロール等、街頭補導活動を継続的に実施するとともに、スクールサポーターによる学校周辺の見守り活動に取り組みます。

(4) 薬物乱用防止対策の充実

大分県薬物乱用対策推進地方本部を中心に関係機関が連携して、小・中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の弊害等について正しい知識の周知徹底を図るとともに、小学校高学年から薬物乱用防止に関する意識づけの指導を行います。

併せて大学生、専門学校生、有職少年等の青年層に対する啓発を積極的に推進します。

また、相談拠点である「こころとからだの相談支援センター」を中心に保健所等と連携を図りながら、薬物相談を実施し、薬物依存からの回復を支援します。

2 不登校・中途退学対策

校長のリーダーシップの下、「人間関係づくりプログラム」を通じて児童生徒の人と関わる力を育むとともに、学校全体での組織的な生徒指導体制の構築や「児童生徒支援シート」の活用、幼・小・中・高等学校、各学校間連携の推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的配置と資質向上等、教育相談体制の充実を図ります。

また、不登校の要因や背景が様々であることから、関係機関との連携や、県教育センターや教育支援センター（適応指導教室）を中核とした支援の充実に努めます。

さらに、県警のスクールサポーターが、学校からの相談を受けて助言指導するほか、専門機関である「人身安全・少年課サポートセンター」へ繋ぐなど各分野が連携した

支援を実施します。

高等学校の中途退学者については、「おおいた青少年総合相談所」において相談支援や就労支援、さらに、社会的自立に必要な学習や交流・活動の場の提供等の支援を進めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
不登校児童生徒の出現率の全国との比	%	小学校：102.8 中学校：117.8	小学校：113.3 中学校：110.4	小学校：100 中学校：100

3 ひきこもり対策

ひきこもりは多様な背景が複雑に絡み合っていることから、個々の状況を的確に把握し、複合的な支援を行うことが必要であるため、「子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センター」、「こころとからだの相談支援センター」、保健所等における相談機能を強化し、家族へのひきこもりに対する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、「ひきこもり地域支援センター」に多職種専門チームを設け、ひきこもり当事者・家族に対する効果的な支援を行います。

あわせて、市町村の相談機能の強化を図り、民間団体等と連携を進めるとともに、ひきこもりの当事者・家族が利用できる居場所の数を増やし、関係者間で情報を共有するなど、地域における支援ネットワークを構築し、地域密着型のひきこもり支援を充実します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
青少年自立支援センター（子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センター）における相談件数	件／年	1,054	2,873	2,000

4 若年無業者（ニート）対策

若年無業者（ニート）等の青少年に対しては、各人の置かれた状況をしっかり把握した上で適切な支援機関に誘導し、就労意欲の高揚や能力開発を図ることが必要なため、「おおいた子ども・若者総合相談センター」と「おおいた地域若者サポートステーション」をはじめとする就労支援機関等との連携によって就労支援を強化します。

5 障がいのある青少年への支援の充実

(1) 障がいのある子ども・保護者への支援の充実

障がいの早期発見・早期支援のため、乳幼児健康診査等や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関と連携し、障がいのある子どもとその家族に対するライフステージに応じた一貫した支援を推進します。

障がいのある子どもやその家族が身近な地域で安心して日常生活を送ることができるよう、障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とした障がい児に関わる関係機関のネットワークづくりや障がいのある子どもを持つ親の会の活動を支援します。

特に、発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのある子どもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じた県民への発達障がいの普及啓発を行います。

また、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への発達障がい専門医の派遣を行うとともに、専門研修の実施により発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。

(2) 障がい者の就労支援

障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問等による雇用促進と職場定着の推進を図るとともに、障がい者の職業能力開発や福祉的就労から一般就労への移行促進、障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実等、個々の障がい特性に応じたきめ細かな就業支援に総合的に取り組みます。

一方、企業等への就業が困難な障がい者が働く就労継続支援事業所における工賃（賃金）の向上に向け、共同受注体制の確立や事業所職員の人材育成、経営力強化への支援等に取り組みます。

特別支援学校では、企業等での就労を望む生徒の希望実現のため、地域の福祉・労働等の関係機関と連携して産業現場等における実習の受け入れ先の開拓、雇用に関する情報収集・提供等の就労支援を推進します。

政策8 青少年の被害・加害防止と保護

1 いじめ対策

校長のリーダーシップの下、「人間関係づくりプログラム」を通じて児童生徒の人と関わる力を育むとともに、学校全体での組織的な生徒指導体制・教育相談体制の充実を図り、学期毎のいじめアンケート調査や個別面談調査等、いじめの丁寧な把握と解消に向けた取組を強化します。

さらに、スマートフォン等を使ったネット上のいじめや、動画配信サイト等での個人情報流出等のトラブルが増えていることから、情報安全教育を推進するとともに保護者等への啓発を強化します。

また、県教育センター教育相談部においても、児童虐待やいじめの問題の未然防止・早期発見・早期対応のため、相談活動の充実を図ります。

○数値目標

指標名		単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
いじめの 解消率	小学校	%	84.6	83.9	90.0
	中学校		84.3	83.9	90.0
	高等学校		81.6	87.2	90.0

2 児童虐待対策

(1) 児童虐待への対応の強化

増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所への専門職員配置等の体制強化や関係機関の専門性向上のための研修充実を図るとともに、児童相談所に非常勤弁護士を配置し、法律的な助言を得ながら児童の最善の利益の確保に取り組めます。

また、市町村要保護児童対策地域協議会を活用した学校や保育所、警察、医療機関等との情報共有と連携の強化に取り組めます。

(2) 予防対策の推進

児童虐待は子どもの人権を侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、予防が特に重要であり、子育ての不安や悩みが虐待につながることを防ぐよう、「いつでも子育てほっとライン」による電話相談対応により、引き続き虐待リスクの早期発見と虐待の未然防止に取り組めます。

(3) 子どもの人権を尊重する意識づくり

子どものしつけに際して保護者が体罰を加えることを防ぐよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に取り組めます。

(4) ヤングケアラーへの支援

市町村要保護児童対策地域協議会を活用した学校等との情報共有により、虐待に該当するほどの家事・育児・介護等を行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等との連携により支援を充実します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
養育支援家庭訪問実施市町村数	市町村	16	17	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数 (累計)	人	—	85 (平成30年度)	185 (令和6年度)

3 被害少年の立ち直り支援

大分っ子フレンドリーサポートセンターによる継続的かつ専門的な助言、指導又は支援活動を行います。

4 児童生徒を犯罪から守る取組

(1) 安全・安心まちづくりの推進

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、県、県民、事業者等による総合的な取組を行うことを定めた「大分県安全・安心まちづくり条例」に基づく施策を推進します。

(2) 登下校時の安全確保

通学路等の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者、警察等が相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」に基づき、次の4項目について、重点的に取り組みます。

① 見守りの目を増やす

地域住民や地域の事業者、各種団体に対し、ウォーキングや買い物等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の実施について理解と協力を求めます。

② 大人が声をかける

防犯ボランティア等に対し、パトロール活動等を行う際、犯罪抑止に向け子ども達に声をかけて見守っていることを示すとともに、不審者に対しても積極的に声かけを行うことについて理解と協力を求めます。

③ すぐに逃げることを教える

学校や家庭において、児童等に危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるため、地域安全マップの作成や防犯訓練・防犯講話の実施等の実践的な教育を進めます。

④ 不審者情報の共有

大分県警察情報配信システム（まもめーる・まもめーるアプリ）の登録及び活用を促進し、通学路等における不審者の徘徊等の児童等の安全確保に関する情報の積極的な発信に努めることにより、犯罪被害の未然防止を図ります。

（3）学校内の安全確保

学校への不審者侵入や地震等の災害に備えて、防犯カメラやAEDの設置等、学校施設・設備の防犯・防災対策を図ります。

また、学校安全に係る研修等を通じて各学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を進めるとともに、外部専門家や地域の方々と連携して、実践的な防犯訓練や防災訓練を実施します。

さらに、安全マップ作りやタイムライン演習等により、児童生徒に対する主体的・体験的な安全教育の充実を図ります。

（4）「こども連絡所」の拡充と効果的運用の推進

子どもの緊急時の避難場所として、民家や商店、公共機関等に設置している「こども連絡所（車）」について、市町村、学校、PTA、地域の関係団体等が連携した効果的な運用により児童等の安全確保を図ります。

（5）青少年の犯罪等被害防止対策の推進

「青少年の健全な育成に関する条例」に基づき深夜外出の制限やスマートフォンのフィルタリング設定に関する趣旨の周知徹底を行うなど、青少年の被害防止対策を推進します。

また、市町村や関係機関、関係団体との間での情報共有や、連携を強化することにより、地域が一体となった見守り機能を強化します。

（6）デートDV対策

交際相手からのDV（デートDV）についての理解を深め、お互いを尊重しあえる対等な関係を築くことの大切さを考える機会を積極的に設けるなど、予防啓発や相談機関の周知に取り組みます。

また、若年者に接する機会が多い関係機関の職員に対し、DVに関する正しい理解や被害者支援施策の周知を図るなど、相談しやすい体制整備を推進します。

（7）性犯罪・性暴力対策

性犯罪・性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであ

ることから、被害者が被害を訴えられるように、相談機関の周知と相談の呼びかけに取り組めます。

また、被害直後から中長期に至るまで必要な支援が被害者に届くように専門機関との連携を強化するとともに、相談しやすい体制整備を推進します。

5 自殺対策

自殺を考えている青少年を一人でも多く救うため、街頭キャンペーン等自殺予防の普及啓発、電話相談、対面型相談やSNS相談等相談支援体制の充実を図るとともに学校、教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関が連携し、支援ネットワークを構築して対策を講じていきます。

また、児童生徒に対しては、平成26年7月に文部科学省が作成した「学校において自殺予防教育導入の手引き」に基づき、各学校の実態に合った支援を進めます。

6 自立更生支援

(1) 自立更生支援体制の充実

非行少年の再非行防止と早期更生を図るため、学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。

(2) 少年補導活動の推進

① 街頭補導活動の強化

少年補導員等の青少年育成ボランティアによる地域における街頭補導活動を強化します。

② 暴走族対策の推進

暴走族等による暴走行為に対する恒常的な取締りを行うとともに、広報啓発活動を推進し、暴走族を許さない社会環境を醸成します。

また、過去に暴走行為等で検挙した少年に対する面接を積極的に行い、立ち直り支援や暴走族グループからの脱退等の事後指導を推進します。

③ 青少年育成ボランティアの育成

少年補導員等、青少年育成ボランティアの研修会を随時開催し、少年非行の現状に関する情報共有により街頭補導活動や相談対応技術等の向上を図ります。

7 青少年の権利を守る体制整備

(1) 支援ネットワーク体制の強化

青少年一人一人の特性を踏まえ、困り事等に対してきめ細かく継続的に支援するため、青少年の総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」（おおいた子ども・若者総合相談センター）の相談・居場所機能の活用を促します。

また、「おおいた子ども・若者総合相談センター」が青少年の相談拠点として一時的な受け皿になり、次の支援主体となる適切な専門機関につなぐなど関係機関・

団体相互の支援ネットワーク体制を強化します。

(2) 教育委員会・学校・家庭との連携を図る啓発活動の推進

青少年の人権が尊重されるよう、家庭、地域、学校、職場等様々な場において子どもの権利や児童虐待など子どもの人権問題についての啓発を促進します。

政策9 青少年を取り巻く有害環境等への対応**1 社会環境浄化活動の推進****(1) 「青少年の健全な育成に関する条例」の適切な推進**

青少年の健全育成を図るため、条例を適切に運用するとともに、県民への取組内容等の周知を行います。

また、たばこ・酒類販売業者等の関係業界に対して条例の遵守を要請するほか、関係機関との連携・協力を推進します。

(2) 「青少年の日」の推進

県民一人一人がそれぞれの立場から協力して青少年の育成活動を行うため、青少年の健全な育成に関する条例で規定した「青少年の日」（毎月第3金曜日）等における県民の責務についての啓発を推進します。

(3) 有害環境の浄化

少年補導員等青少年育成ボランティアや青少年の健全な育成に関する条例に基づく立入調査員等と地域住民及び自主的に取り組む防犯パトロールとの連携を強化します。

また、条例に基づく青少年に有害な興行・凶書・がん具等に対する指定をさらに推進するとともに、たばこ・酒類販売業者、深夜営業店舗の団体等と協力して、未成年者の飲酒・喫煙防止や青少年の深夜外出の禁止に関する広報・啓発及び指導を強化するなど環境浄化活動を推進します。

2 安全・安心なインターネット等利用環境づくり**(1) 情報モラル教育等情報化に対応した教育の充実**

青少年が、各種メディアの情報から、必要な情報を的確に選別し、活用する能力（メディア・リテラシー）や情報社会で適切に行動するための基本となる考え方や態度（情報モラル）を培うための教育を充実します。

また、スマートフォン等によるSNSをはじめとしたインターネット利用に伴う危険性について、被害防止のための啓発を行います。

さらに、教員を対象に情報モラル授業等スキル向上研修や、情報モラル・セキュリティに関する研修を実施し、学校における情報モラル教育等を充実します。

(2) 広報・啓発活動等の推進**① 保護者等に対する安全利用啓発の推進**

子どもが、発達段階に応じたスマートフォンやインターネットの利用が出来るよう、学校・PTA・民間団体等と連携協力し、低年齢層の子どもの保護者をはじめとした大人や幼稚園教諭等に対して、インターネット利用に伴う危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等について啓発します。

② 青少年が主体となったルールづくり等の推進

青少年が主体的にルールやマナーを学び、考える取組や、情報モラル等を身に付けるための指導・研修機会の充実を通じて、フィルタリングの利用促進や家庭でのスマートフォン・インターネット利用のルールづくりを更に進めます。

③ ボランティア活動への支援

インターネット上に潜む様々なトラブルの防止を目的とするサイバー防犯ボランティアへの支援を通じて、インターネット犯罪・被害防止のための啓発活動を推進するとともに、増加するサイバー犯罪に青少年が巻き込まれることを防止します。

(3) 違法・有害情報対策の推進

警察に対する生活安全相談やインターネット・ホットラインセンター等からの各種情報提供に基づき、悪質・重大なサイバー犯罪に重点を置いた取締りや削除依頼を徹底します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
フィルタリングサービスその他の方法によりスマートフォン等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%/年	88.3	96.1	100

第5章 計画の推進体制

本計画を実現し、全ての青少年が希望を持っていきいきと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、更生保護、青少年健全育成等様々な分野の施策や事業を総合的に推進していくことが不可欠です。

また、県はもとより、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を認識し、それぞれの立場で主体的に施策に取り組むとともに相互に連携・協力して、県民総参加で青少年健全育成を進めることが重要です。

このため、県における推進体制を強化するとともに、市町村や青少年育成県民会議、青少年健全育成活動関係団体等との連携強化を図り、県民が一体となって総合的に取組を推進します。

1 県の推進体制の強化

(1) 大分県青少年対策本部

知事を本部長とする知事部局、教育委員会、警察本部で構成する「大分県青少年対策本部」（平成13年3月設置）のもと、大分県青少年健全育成審議会の意見を踏まえ、様々な分野にわたる青少年施策を総合的・計画的に推進するとともに、関係部局間の連携を強化し、積極的に課題解決に取り組みます。

(2) 大分県子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で個別の対応が必要な青少年に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」（以下「法」という。）に基づく「大分県子ども・若者支援地域協議会」（平成25年3月設置）において、様々な分野の支援機関・団体が連携して、総合的かつ着実に施策を推進します。

(3) 大分県青少年健全育成審議会

本計画を推進するにあたり、計画に盛り込んだ施策の進捗状況を「大分県青少年健全育成審議会」に定期的に報告・点検するとともに、計画を推進する上での課題等を検討したうえで、意見等をもとに施策の見直しや追加を行うことにより、一層の青少年健全育成の推進を図ります。

2 市町村の役割

(1) 地域の実情に応じた子ども・若者支援策の着実な推進

市町村は、住民に身近な基礎自治体として、その区域内における子ども・若者の状況に応じて、必要な支援の仕組みを構築していくことが求められます。

県は、市町村が地域の子どもの若者の支援ニーズや、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に推進できるよう支援します。

(2) 市町村子ども・若者計画の策定

市町村は、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」（子ども・若者ビジョン）及び本計画を勘案し、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援に係る計画（以下「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとされています（法第9条第2項）。

県は、全ての市町村において、地域の実情に応じた「市町村子ども・若者計画」が策定されるよう働きかけます。

(3) 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の設置

市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされています（法第19条第1項）。

県は、個別の対応が必要な子ども・若者が、より身近な市町村において、適切な支援が受けられるよう市町村の実情に応じ既存のネットワークと連携して、子ども・若者育成支援の活動を充実させたり、既存の仕組みの中で活用可能なものを子ども・若者支援地域協議会として機能させることなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

【既存の協議会及びネットワーク（例）】

名 称 等	概 要
要保護児童対策地域協議会 （児童福祉法第25条の2）	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所等関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の 支援調整会議等の地域ネッ トワーク	支援調整会議等生活困窮者を早期に発見し、包括的な支援を行うためのネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ等 に対応するためのネットワ ーク	不登校やいじめ等への対応を目的とした教育委員会、学校、教育支援センター等の関係機関によるサポートのためのネットワーク
特別支援教育を総合的に支 援するためのネットワーク	発達障害を含む障がいのある幼児、児童、生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク

出典：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針

3 市町村、青少年育成県民会議等関係団体等との連携強化

(1) 市町村との連携強化

青少年の生活基盤は各地域にあるため、最も身近な行政主体である市町村が、その実情を踏まえながら、地域の中心となり関係団体等と連携して青少年育成に取り組むことが効果的であり重要です。

県は、市町村が青少年育成支援施策を円滑に実施できるよう、市町村が取り組むNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成、必要な情報の提供や連絡調整、「市町村子ども・若者計画」の策定や、子ども・若者支援地域協議会の設置等に対する支援を行います。

(2) 青少年育成県民会議、市町村民会議、青少年健全育成活動団体等関係団体との連携強化

県は、青少年の健全育成に向けた県民運動を展開している大分県青少年育成県民会議や、市町村民会議の活動支援を通じてその活性化を図るとともに、連携を一層強化します。

また、大分県青少年団体連絡協議会加盟団体や各分野の青少年団体、NPO等に対して必要な情報提供や支援を充実するなど、更なる連携強化を図ります。

(3) 他都道府県との連携

青少年問題の中には有害環境情報に対する取組等、県域を越えて対応しなければならない課題も多いことから、これらの課題については、他都道府県との協議・調整を行うなど連携をさらに強化します。

(4) 国への協力要請

国の制度や施策が必要となる青少年問題については、全国知事会等を通じて必要な措置を国に対して要望していくとともに、国の関係地方機関等との連携を一層強化します。

4 広報啓発活動の推進

計画の実現に向けた県民意識の高揚に向け、様々な機会を捉えて街頭啓発活動を進めるとともに、SNSや大分県ホームページ等の広報媒体を活用して、計画の趣旨・内容を広く県民に情報発信します。

また、青少年育成団体等の活動状況を広報誌やSNS等により、関係団体に広く紹介することにより県内全域に取組を横展開するとともに、ボランティア参加を必要とする取組など計画の推進に繋がる情報を広く県民にお知らせすることなどにより、地域において住民総参加で青少年育成活動が推進されるような環境づくり、機運醸成に積極的に取り組みます。

さらに、コロナ禍における新たな生活様式が求められることを契機として、従来の街頭啓発活動を維持しつつ、SNSやHP、広報誌等を活用した啓発活動を、より一層充実していきます。

5 計画の的確な進行管理

計画を着実に推進するため、推進項目の数値目標（指標）を設定し、毎年度項目ごとの進捗状況を取りまとめ、大分県青少年健全育成審議会において報告するなど、進捗管理を徹底するとともに、取組を進めるにあたっての課題を把握し、次年度以降の取組について協議・検討したうえで、必要に応じて施策を見直すなど、PDCAサイクルを回します。

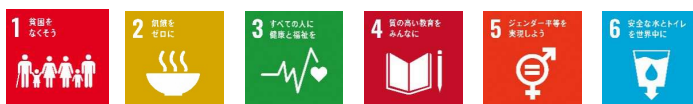
なお、本計画の進捗状況や大分県青少年健全育成審議会の審議内容については、大分県ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/>）等で公表します。

6 持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

地球上の誰一人取り残さないことを基本方針としているSDGsの理念は、「安心」「活力」「発展」の基本目標のもと、将来とも発展可能性豊かな大分県づくりを進める本県の取組と軌を一にするものであり、引き続き、「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」の部門計画である「大分県青少年健全育成基本計画」に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進することにより、持続可能な社会の実現を図ります。



「大分県青少年健全育成基本計画」とSDGsの関連表



基本目標	重点目標	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
次代を担う青少年の育成	1 青少年の健全育成・自己形成支援						
	2 多様な活動・社会形成・社会参加支援						
	3 社会にはばたく力の養成・環境づくり						
青少年の健全な成長を社会全体で支えるための環境を整備	4 地域社会・関係機関の連携・協働						
	5 子育て支援等の充実						
	6 多様な担い手の育成						
青少年への対応を必要とする青少年への対応	7 青少年の状況に応じた個別の支援						
	8 青少年の被害・加害防止と保護						
	9 青少年を取り巻く有害環境等への対応						



エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段

第6章 県民の皆さんへのメッセージ

青少年を健全に育成するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力して取組を進めていくことが大切です。

そのためには、県民一人一人が青少年の健全育成の必要性等について理解し、自主的、主体的に様々な施策に取り組むことが何より大切です。

本章では、県民の皆さんへのメッセージとして、青少年、家族・保護者や地域の皆さんがそれぞれの立場で実践していただく事項を提案することにより、県民総ぐるみでの青少年健全育成の取組の輪が広がることを期待します。

1 青少年の皆さんに期待すること

次代を担う青少年の皆さんは、皆さん自身が積極的に行動することが求められており、相手のことを尊重し、お互いの多様性を認め、思いやりの心を持って自立した大人として成長していくことを期待します。

【「生き抜く力」を身につけること】

- 早寝・早起きをして、規則正しい生活習慣を身に付けましょう。
- 周りの人への思いやりを大切にし、人の痛みがわかる心を持ちましょう。
- 自他を大切にするための忍耐力を身につけましょう。
- あいさつ等、お互いに信頼しあえる人間関係の持ち方を身につけましょう。
- 人の意見をよく聞いて、互いの立場や考え方を認めあいましょう。
- パソコンやスマートフォン等でSNSやインターネット等を利用するときは、親や学校や友達の意見を聞きながら、ルールを決めて適正に利用しましょう。
- 自ら学び、自ら考え、自分の意見をきちんと言えるようになりましょう。

2 家庭・保護者の皆さんに期待すること

青少年が人格を形成し、人間関係を築いていくうえで、最も重要な役割を果たす場は家庭です。青少年を健やかに育むためには、親の育児力や教育力の向上が求められています。

特に、精神的健康の基礎となる自尊感情、社会にはばたく上で必要となるコミュニケーション能力等の基礎を家庭において身に付けさせることを期待します。

【親の責務を自覚すること】

- 子どもを一人の人間として尊重し、愛情を持って守り育てましょう。

- 発達段階や個性に応じ、睡眠や食事（早寝・早起き・朝ごはん）、規則正しい生活リズムといった基本的な生活習慣を身につけさせましょう。
- 先回りせず、子どもにまずやらせてみて、成功すればともに喜び、失敗すれば学びがあることを伝えましょう。
- 子どもと対話できる環境をつくり、子どもが悩んでいる時は相談に乗りましょう。
- 社会全体で子どもの育ちを応援するという観点から、他人の子どもにも関心を向けるとともに、子ども会やPTA等の青少年育成活動に積極的に参加しましょう。
- 夫婦が互いに理解・尊重しあい、子どもの生き方の模範となりましょう。
- スマートフォンの普及拡大等に伴うSNS利用の急速な広がりに対応し、「ネットいじめ」や「不適切な投稿」を防止するため、利用状況を見守りましょう。
- 子育てを母親任せにせず、父親も積極的に子育てに参画しましょう。
- 子どもが持っている良さを認め、長所を伸ばすとともに、暴力に頼らず、対話を通じて、協調性や社会規範意識を身につけさせましょう。
- 子どもたちに、様々な生き方や考え方があることを教えましょう。

3 地域の皆さんに期待すること

青少年を地域社会全体で育てていくという視点に立ち、地域の皆さんは、社会の一員として「大人が変われば子どもも変わる」ことを自覚し、青少年育成団体やNPO法人等関係団体とも連携して、積極的に青少年の健全な育成に関わっていくことを期待します。

【地域で子どもを育むこと】

- 「青少年は社会を映す鏡」であり、大人自身の行動が青少年に大きな影響を与えることを自覚しましょう。
- 大人自身が社会のルールを遵守し、子どもたちの模範となる行動をしましょう。
- 地域の子どもは、地域で守り育てていきましょう。
- 地域の子どもに積極的に話しかけ、地域社会におけるコミュニケーション能力を身につけさせましょう。
- 子育てをしている親子等を、地域全体でサポートしましょう。
- 子どもが善いことをしたときにはしっかり褒め、危ないことをした時や他人に迷惑をかけた時には勇気を持って諭しましょう。
- 買い物や散歩の際に子どもの様子を見守る「ながら見守り」に取り組みましょう。
- 地域社会での交流や体験を通じて成長できるよう、青少年を地域で行われる団体活動や地域活性化活動等に参加させましょう。
- 企業は、大人がPTA活動や地域行事等に参加しやすい環境を整備しましょう。
- 企業は、地域行事等に積極的に参加し、人材の提供や施設の開放等を通じて、地域での子育てを支援しましょう。

参考資料

1	各種法令等による「青少年」の呼称及び年齢区分	75
2	大分県青少年健全育成審議会委員名簿	76
3	大分県青少年健全育成基本計画の策定経過	77
4	大分県青少年行政推進体制図	78
5	青少年の健全な育成に関する条例及び施行規則	79



令和元年度「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

各種法令等による「青少年」の呼称及び年齢区分

法律等の名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年	20歳未満の者(2022年4月1日以降は、18歳未満の者)
	婚姻適齢	男18歳、女16歳 (未成年者は、父母の同意を得なければならない。) ※2022年4月1日以降は男女ともに18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない(法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針(平成28年1月厚生労働省)において規定。)
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
大分県「青少年の健全な育成に関する条例」	青少年	18歳未満の者(他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。)
子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱	子ども	乳幼児期、学童期及び思春期の者(おおむね18歳までの者)
	若者	思春期、青年期の者(中学生からおおむね30歳未満までの者。施策によっては40歳未満までの者)
	青少年	乳幼児期から青年期までの者(おおむね30歳未満までの者)

大分県青少年健全育成審議会 委員名簿

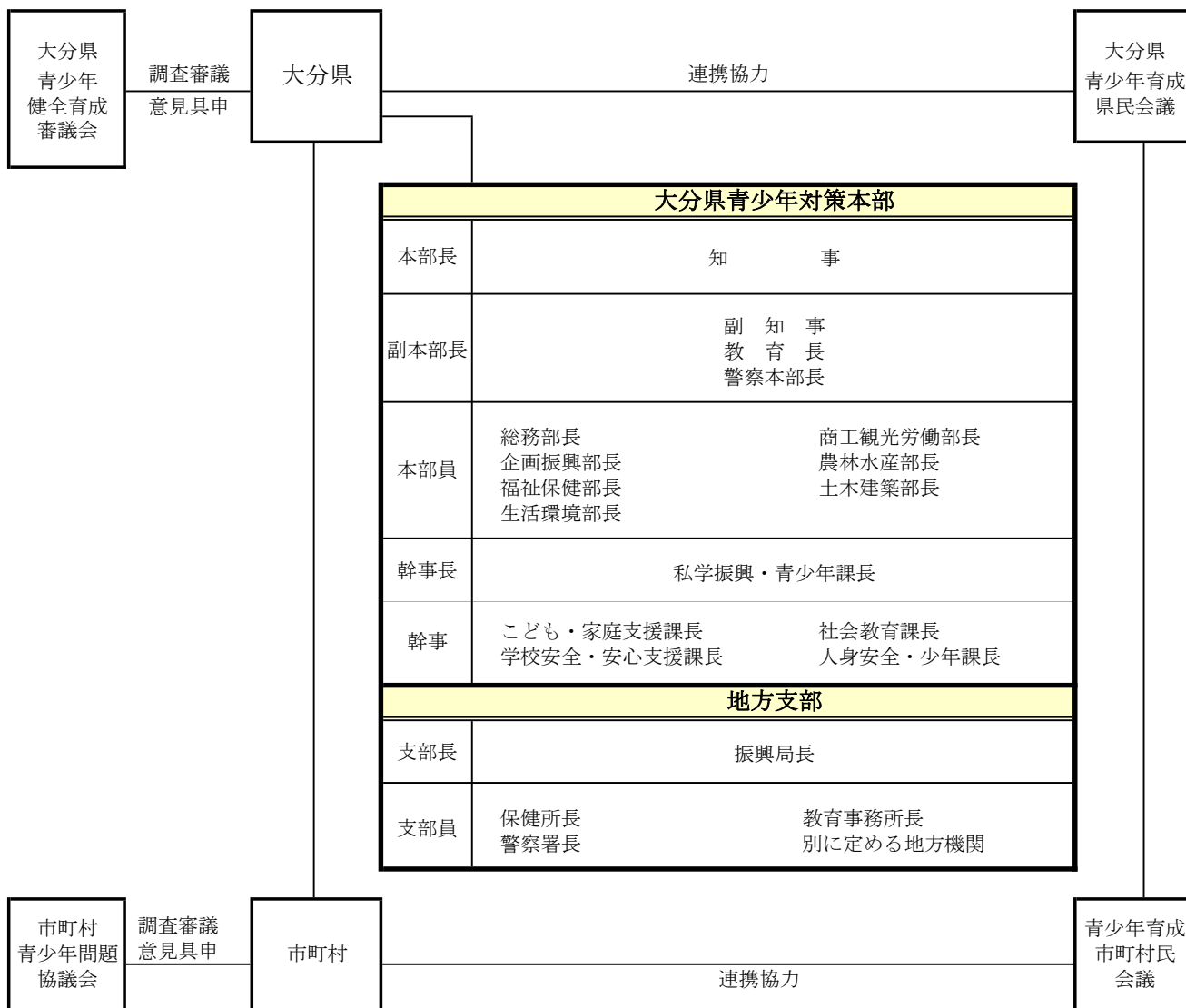
令和3年3月1日現在
(五十音順、敬称略)

	役 職 (所属団体)	氏 名	備考
1	大分県PTA連合会会長	池部 英明	
2	大分県商工会青年部連合会会長	市原 豪	
3	大分県保護司会連合会保護司	岩崎 蓉子	
4	弁護士法人アゴラ弁護士	上野 貴士	
5	大分県少年警察ボランティア協会会長	内田日出男	
6	大分大学高等教育開発センター教授	岡田 正彦	会長
7	フリースクールハートフルウェーブ代表	佐伯和可子	
8	別府大学教授	佐藤 敬子	副会長
9	株式会社日本政策投資銀行大分事務所副調査役	佐野真紀子	
10	大分県更生保護女性連盟会長	芝野 聖美	
11	大分合同新聞社報道部長	首藤 康	
12	大分県社会福祉士会	中村 愛	
13	大分県書店商業組合副理事長	樋口 純一	
14	大分県立学校長協会会長	姫野 秀樹	
15	大分県民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表	松田 政隆	
16	F P ハートサポート株式会社代表取締役、大分県倫理法人会	本村 恵	
17	大分県青少年団体連絡協議会副会長	森崎 澄江	
18	大分県高等学校PTA連合会副会長	森重なるみ	
19	大分県公認心理師協会理事	米倉ゆかり	
20	公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所副所長	渡辺 律子	

大分県青少年健全育成基本計画改訂の経過

開催日時	内 容
令和2年4月8日	第1回青少年対策本部 幹事会 (計画改訂の概要説明)
6月30日	第2回青少年対策本部 幹事会 (計画施策実績の検証、計画の改訂方針、骨子案等協議)
8月4日	第1回大分県青少年健全育成審議会 (計画施策実績の検証、計画の改訂方針、骨子案等協議)
9月24日	大分県議会 福祉保健生活環境委員会 (計画の改訂方針、骨子案等の報告)
11月4日	第3回青少年対策本部 幹事会 (計画の素案等協議)
11月26日	第2回大分県青少年健全育成審議会 (計画の素案協議)
12月7日	計画素案に対する県民意見募集実施(～2月5日)
令和3年2月19日	第4回青少年対策本部 幹事会 (計画案の報告)
2月26日	第3回大分県青少年健全育成審議会 (計画案の報告)
3月1日	計画素案に対する県民意見募集結果公表 (5名・10件)
3月22日	大分県議会 福祉保健生活環境委員会 (計画案の報告)
3月 末	計画～改訂版～の決定・公表

大分県青少年行政推進体制図



青少年の健全な育成に関する条例
青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第12条—第16条）
- 第3章 青少年の健全な育成のための環境の整備（第17条—第43条の2）
- 第4章 大分県青少年健全育成審議会（第44条）
- 第5章 雑則（第45条・第46条）
- 第6章 罰則（第47条—第49条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の大綱を定めるとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 青少年は、良好な環境の中で、社会的に自立した個人として心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。

2 青少年の健全な育成については、家庭、地域、学校、職場等のすべての構成員が、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 18歳未満の者（他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。）をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、雇用主、児童福祉施設の長、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
- 四 深夜 午後11時から翌日の午前4時までをいう。
- 五 凶書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他これらに類するものをいう。
- 六 がん具類等 がん具類、刃物及び器具類をいう。

七 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

（県民の責務）

第4条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを害するおそれのある行為から青少年を保護しなければならない。

（保護者等の責務）

第5条 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを自覚して、青少年を監護し、及び教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（地域住民の責務）

第6条 地域社会において、住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第7条 学校、職場等において青少年の育成に携わる者は、互いに連携し、その職務又は活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、県及び市町村が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、その事業活動により青少年の健全な成長を害しないように努めなければならない。

（青少年の責務）

第9条 青少年は、常に社会の構成員としての自覚と責任をもつて行動するとともに、社会的に自立した個人として成長するように努めなければならない。

（県の責務）

第10条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関する施策を積極的に推進する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の推進に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携し、及び協力して取り組むものとする。

（条例の解釈適用）

第11条 この条例は、青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本等)

第12条 県は、行政の全ての分野において、青少年の健全な育成に関し、次に掲げる施策を総合的に調整し、計画的に推進するものとする。

- 一 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の育成に携わる指導者の養成及び確保
- 三 青少年の活動の場としての文化施設、スポーツ施設その他の施設の整備
- 四 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の非行の防止
- 五 青少年の健全な育成に関する相談の実施
- 六 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たり、前項に掲げる施策に係る総合的な基本計画を策定し、これを公表するものとする。

3 基本計画は、国の行う青少年の健全な育成に関する施策との調和を保つとともに、市町村の行う青少年の健全な育成に関する施策及び関係機関の活動の実態を考慮して策定するものとする。

(顕彰)

第13条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを顕彰することができる。

- 一 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- 二 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの

(優良興行等の推奨)

第14条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の推奨をしようとするときは、あらかじめ大分県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、審議会の意見を聞かないで前項の推奨をすることができる。

3 知事は、前項ただし書の規定により推奨をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

4 知事は、第1項の推奨をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(家庭の日)

第15条 県民が青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深める日として、毎月第三日曜日を家庭の日とする。

(青少年の日)

第16条 県民が協力して青少年の健全な育成に関する活動を行う日として、毎月第三金曜日を青少年の日とする。

第3章 青少年の健全な育成のための環境の整備

(深夜外出の制限)

第17条 保護者は、特別の事情のある場合のほか、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 深夜において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(質受けの制限)

第18条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、若しくは同意を得たと認められる場合又は真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(古物買受け等の制限)

第19条 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商又は金属くずの売買若しくは交換を業とする者は、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換（交換の委託を受けることを含む。）をしてはならない。この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第20条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
 - 二 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの
 - 三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 2 知事は、興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を有害興行に指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の指定について準用する。
- 4 興行場経営者又は興行を主催する者は、第2項の規定により指定された有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を、その興行を行う期間掲示し、その興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

(有害図書等の指定及び販売等の制限)

第21条 何人も、図書等又は電気通信を利用して得た影像若しくは音声でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないように努めなければならない。

- 2 知事は、図書等の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。
- 4 前条第1項第1号の規定に該当する図書等（第2項の規定により指定された図書等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害な図書等とする。
 - 一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した場面で規則で定めるものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が合わせて10ページ以上のもの又は当該刊行物の総ページ数の十分の一以上を占めるもの（当該刊行物の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）
 - 二 電磁的記録に係る記録媒体その他これらに類するもの（以下「記録媒体等」という。）であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が合わせて3分以上であるもの又は当該場面の数が10以上であるもの（当該記録媒体等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）
- 5 図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等販売業者等」という。）は、第2項の規定により指定された図書等又は前項の規定に該当する図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 6 図書等販売業者等は、有害図書等を陳列するときは、間仕切り等によって仕切られた場所等への陳列その他の規則で定める方法により、当該有害図書等を他の図書等（次条第2項の表示図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 7 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 9 前3項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書等が陳列される場合は、適用しない。

（表示図書等に係る努力義務）

- 第21条の2 図書等の発行を業とする者は、その発行する図書等の内容について、図書等の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理規程等により自主規制を行うもの又は自らが、第20条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等に、青少年に見せ、聞かせ又は読ませることが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。
- 2 図書等販売業者等は、前項に規定する表示をした図書等（有害図書等を除く。以下「表示図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けないように努めなければならない。
 - 3 図書等販売業者等は、表示図書等を陳列するときは、当該表示図書等を他の図書等（有害図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借

受けを禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務)

第22条 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又は青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用により、インターネットと接続する機能を有する機器を適切に管理し、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報（同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用を適切に管理するように努めなければならない。

2 保護者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。

3 インターネット接続役務提供事業者（環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とするものは、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第22条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット接続役務（環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。第22条の3第2項において同じ。）の提供に関する契約の内容を変更し、又は更新する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

2 保護者は、前項本文の規定により説明書の交付を受けた場合において、環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有

効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条第2項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める事項を記載した書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日（当該青少年が他の法令により成年者と同一の能力を有することとなった日を含む。）のいずれか早い日までの間、当該書面等又は当該書面等（書面に限る。）に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告等）

第22条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第1項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受け、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等（環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を使用していると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかったときは、住所、氏名又は名称及びその勧告内容を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務）

第22条の4 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むものを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（インターネットの適切な利用に関する啓発等）

第22条の5 県は、インターネット接続役務提供事業者その他の者と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

（有害がん具類等の指定及び販売等の制限）

第23条 何人も、がん具類等で次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないように努めなければならない。

- 一 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれが

あるもの

- 二 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 2 知事は、がん具類等が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に有害ながん具類等として指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。
- 4 第1項各号のいずれかに該当するがん具類等（第2項の規定により指定されたがん具類等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類等とする。
 - 一 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの
 - 二 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 5 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第2項の規定により指定されたがん具類等又は前項の規定に該当するがん具類等（以下「有害がん具類等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等による有害図書等及び有害がん具類等の販売の制限等）

- 第24条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者及びこの者から図書等又はがん具類等を自動販売機等に収納することの委託を受けた者（以下「自動販売機等業者」という。）は、有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。
- 2 自動販売機等業者は、自動販売機等に収納されている図書等又はがん具類等について第21条第2項又は前条第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又は当該がん具類等を撤去しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等が設置されている場合は、適用しない。
 - 4 知事は、第1項の規定に違反した者又は第2項の規定に違反している者に対し、第21条第2項又は前条第2項の規定により指定された有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

（図書等及びがん具類等の自動販売機等への収納の制限）

- 第25条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、第20条第1項各号のいずれかに該当する図書等又は第23条第1項各号のいずれかに該当するがん具類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所については、この限りでない。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
 - 二 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - 四 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
 - 五 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

六 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(自動販売機等の設置の届出等)

第26条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、図書等又はがん具類等(第23条第1項第2号に該当するものに限る。次項において同じ。)を収納する自動販売機等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置する日の15日前までに、自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号

二 自動販売機等を管理する者の住所、氏名及び電話番号

三 自動販売機等の設置場所

四 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第2号の自動販売機等を管理する者は、当該自動販売機等の所在する市町村に住所を有し、常に連絡をとることができる者で、当該自動販売機等に収納している図書等又はがん具類等について第21条第2項又は第23条第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又はがん具類等を撤去することができるものでなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、同項第1号及び第2号に規定する事項を表示しなければならない。

(有害広告物の掲示の制限)

第27条 何人も、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物(以下「広告物」という。)でその内容が第20条第1項各号のいずれかに該当するものを掲示しないように努めなければならない。

2 知事は、広告物の内容が第20条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の命令について準用する。

(宣伝文書等の掲示及び配置の制限)

第28条 何人も、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあると認められる内容で規則で定めるものを記載した文書、図面その他の物品で広告又は宣伝の用に供されるもの(以下「宣伝文書等」という。)を電話ボックスその他の規則で定める場所に掲示し、又は配置してはならない。

2 知事は、前項に規定する宣伝文書等に係る営業を営む者又はその者から委託を受けた者が、同項の規定に違反して宣伝文書等を掲示し、又は配置している場合は、当該宣伝文書等に係る営業を営む者に対し、当該宣伝文書等の除去その他の必要な措置を命ずることができる。

(青少年に対する利用カード等の販売等の禁止)

第29条 何人も、青少年に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「ツーショットダイヤル等営業」という。）に関して提供する役務を利用するために必要な情報（電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号をいう。以下「利用情報」という。）若しくは利用情報を表示した文書その他の物品（以下「利用カード」という。）を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を教示してはならない。

（自動販売機への利用カードの収納の制限）

第30条 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

（利用カードの自動販売機の設置の届出等）

第31条 前条ただし書に規定する場合において、自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、自動販売機を設置する日の15日前までに、自動販売機ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 二 自動販売機を管理する者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 三 自動販売機の設置場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、15日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第1号及び第2号に規定する事項並びに青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を表示しなければならない。

（ツーショットダイヤル等営業及び利用カードの販売に係る広告物等の制限）

第32条 何人も、風適法第31条の13第1項及び風適法第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項に規定する広告制限区域等（以下「広告制限区域等」という。）において、ツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物を表示してはならない。ただし、風適法第31条の12第1項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合には、この限りでない。

2 何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業に係る名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した宣伝文書等を頒布し、又は人の住居に配り、若しくは差し入れてはならない。ただし、風適法第31条の12第1項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の内部において

宣伝文書等を頒布する場合については、この限りでない。

- 3 前2項の規定は、風適法第31条の13第1項又は風適法第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項の規定が適用される場合については、適用しない。

(警察職員の中止命令等)

第33条 警察官及び少年補導職員（以下「警察職員」という。）は前条第1項又は第2項の規定に違反する行為を現に行っている者に対し、その行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(公安委員会の除却命令等)

第34条 公安委員会は、第32条第1項又は第2項の規定に違反する行為を行った者（その者がツーショットダイヤル等営業を営む者又は利用カードの販売を業とする者（以下この条において「営業者」という。）の代理人、使用人その他の従業者であって、その営業者の業務に関し当該違反行為を行ったときは、その営業者を含む。）に対し、当該違反行為に係る広告物の除却、宣伝文書等の配布の禁止その他必要な事項を命ずることができる。

(青少年のツーショットダイヤル等営業の利用の禁止)

第35条 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に立ち入らせ、ツーショットダイヤル等営業に係る電話番号に電話をかけさせ、又は宣伝文書等を受け取らせないよう努めなければならない。

(深夜遊技場等への立入りの禁止)

第36条 興行を主催する者又は客に遊技を行わせる営業で規則で定めるもの（以下「遊技業等」という。）を営む者（以下「遊技業者等」という。）は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

- 2 遊技業者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(いん行又はわいせつ行為の禁止)

第37条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、見せ、又は聞かせてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第37条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくは

その供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

(有害行為のための場所の提供等の禁止)

第38条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為
- 二 とばく又は暴行
- 三 飲酒又は喫煙
- 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用
- 五 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第6号に掲げる向精神薬をいう。以下同じ。）の不健全な使用
- 六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの（以下「特定薬品等」という。）の不健全な使用

(非行助長行為の禁止)

第39条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条、第17条、第20条、第25条の2、第68条若しくは第76条第4項の規定に違反する行為を行うように指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

- 2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為を行うことを目的とする集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、これらの行為を行うことを目的とする集団に加入することを強要し、若しくは勧誘し、若しくはこれらの行為を行うことを目的とする集団から脱退することを妨害してはならない。

(青少年への勧誘行為等の禁止)

第39条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を買い受け、交換し、若しくは売却する委託を受け、又はこれらの行為に係る勧誘をすること。
- 二 接待飲食等営業（風適法第2条第1項第1号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。
- 三 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第40条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

(家出等の疑いがある青少年の保護)

第41条 何人も、保護者に同伴されず、かつ、その挙動その他周囲の事情から、明らかに家出した疑いがあり、又は自殺するおそれ若しくは何らかの犯罪の被害者となるおそれがある

と認められる青少年を発見したときは、速やかに警察署、児童相談所、福祉事務所その他の関係機関（以下「警察署等関係機関」という。）に通知するように努めなければならない。

- 2 人を雇用しようとする者又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業を営む者は、前項の青少年が雇用されることを申し込み、又は客として宿泊したときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に届け出なければならない。

（特定薬品等の販売等の制限）

第42条 何人も、不健全に使用することを知って青少年に特定薬品等を販売し、又は授与してはならない。

（酒類、たばこ販売に係る環境の整備）

第43条 酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。）又はたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。）の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを入手できない環境の整備に自ら努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

- 2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者（次項において「設置者等」という。）は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならない。
- 3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機（成人識別装置（購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備し、当該装置を常時作動させているたばこの自動販売機を除く。）による販売を午前5時から午後11時までとするように努めるものとする。

（保護者等への通知）

第43条の2 何人も、青少年が向精神薬又は特定薬品等を使用したことにより応急の救護を要すると認められる状態になっているのを知ったときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に通知しなければならない。

- 2 何人も、次に掲げるときは、保護者又は警察署等関係機関に通知するよう努めなければならない。
 - 一 青少年の非行が行われ、又は行われるおそれがあると認めたとき。
 - 二 青少年が向精神薬又は特定薬品等を不健全に使用していると認めたとき。

第4章 大分県青少年健全育成審議会

第44条 次に掲げる事務を行うため、大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 第14条の規定による優良な興行等の推奨、第20条の規定による有害な興行の指定、第21条の規定による有害な図書等の指定及び第23条の規定による有害ながん具類

等の指定について意見を述べること。

二 その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること。

- 2 審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に、第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第5章 雑則

(立入り、調査等)

- 第45条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立ち入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。
- 2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入り、調査等は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げないように努めなければならない。

(施行規則)

- 第46条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第47条 第37条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 第37条第2項又は第40条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第21条第8項、第24条第4項、第27条第2項又は第28条第2項の規定による知事の命令に違反した者
 - 二 第33条の規定による警察職員の命令に違反した者
 - 三 第34条の規定による公安委員会の命令に違反した者
 - 四 第38条の規定に違反した者
 - 4 第37条の2の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第20条第4項の規定に違反して有害興行を青少年に見せ、又は聞かせた者
 - 二 第21条第5項、第24条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第36条第1項又は第42条の規定に違反した者
 - 三 第23条第5項の規定に違反して同条第1項第1号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
 - 四 第26条第1項又は第31条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第17条第2項、第18条、第19条、第39条第1項又は第39条の2の規定に違反した者
 - 二 第20条第4項の規定による掲示をしなかつた者
 - 三 第23条第5項の規定に違反して同条第1項第2号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
 - 四 第45条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定により資料の提出を求められた場合に、正当な理由がなくこれに応ぜず、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をなした者
- 7 第17条第2項、第18条、第19条、第20条第4項、第21条第5項、第23条第5項、第29条、第36条第1項、第37条、第38条、第39条第1項、第39条の2、第40条又は第42条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項、第3項第4号、第5項第1号、第2号（第24条第1項若しくは第2項又は第30条の規定に係る部分を除く。）若しくは第3号又は前項第1号若しくは第3号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（青少年に対する免責）

第49条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定（「第11条の2第5項」を「第11条第7項、第11条の2第5項」に改める部分は除く。）は、同年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機等を設置しているものは、改正後の第11条の5第1項に規定する自動販売機等を設置しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 3 前項の規定により届出をした者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から6月を経過する日までの間は、改正後の第11条の4の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現にツーショットダイヤル等営業を営んでいる者については、改正後の第12条の2第1項に規定するツーショットダイヤル等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「営業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 5 前項の規定により届出をした者で改正後の第12条の3第1項に規定する区域内でツーショットダイヤル等営業を営んでいるものの当該ツーショットダイヤル等営業については、施行日から2年を経過する日までの間は、同項の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第12条の6第1項に規定する利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 7 前項の規定により届出をした者については、改正後の第12条の3第1項に規定する区域内で利用カードを販売している場合は施行日から6月を経過する日までの間、同項の区域の外で利用カードを販売している場合は施行日から5年を経過する日までの間は、改正後の第12条の5の規定は適用しない。
- 8 この条例の施行の際現に表示されている広告物については、施行日から3月を経過する日までの間は、改正後の第12条の7第1項の規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の青少年のための環境浄化に関する条例第12条の6第1項の規定により届け出て自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の青少年のための環境浄化に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条の4第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 この条例の施行の際現に表示されているツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物については、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間は、改正後の条例第12条の5第1項の規定は適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第11条の3第3項及び第12条の3の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

(大分県青少年問題協議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 大分県青少年問題協議会設置条例(昭和28年大分県条例第77号)

二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例(平成13年大分県条例第41号)

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第1条（大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第2条の表及び第13条の改正規定を除く。）、第2条及び第3条並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(昭和41年大分県規則第69号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定興行の掲示)

第2条 条例第20条第4項の規定による掲示は、第1号様式によるものとする。

(有害図書等)

第3条 条例第21条第4項第1号及び第2号の規則で定める写真又は場面は、次の各号のいずれかを被写体とし、又は描写したものとする。

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大腿部を開いた姿態
 - ロ 陰部、臀部、大腿部又は女性の胸部を誇張した姿態
 - ハ 自慰の姿態
 - ニ 愛撫の姿態
 - ホ 排泄の姿態
 - ヘ 緊縛された姿態
- 二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為
 - ロ 同性間の性行為
 - ハ 強姦その他のりよう辱行為
 - ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書等の陳列の方法等)

第4条 条例第21条第6項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- 一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等（条例第21条第5項に規定する有害図書等をいう。以下同じ。）を陳列する方法
- 二 他の図書等（条例第21条第6項に規定する他の図書等をいう。次号において同じ。）

を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列する方法

三 他の図書等を陳列する棚の背面に棚を設置して有害図書等を陳列する方法

四 棚板の前面から10センチメートル以上張り出す仕切板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切板と仕切板の間に有害図書等を陳列する方法

五 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する方法

六 前各号に掲げる陳列方法を採ることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により有害図書等を容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法

2 条例第21条第6項及び条例第21条の2第3項の掲示は、第2号様式によるものとする。

（陳列場所等の変更等の勧告）

第5条 条例第21条第7項の規定による有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同条第六項の掲示をすべきことの勧告は、第3号様式によるものとする。

（勧告に従うべきことの命令）

第6条 条例第21条第8項の規定による勧告に従うべきことの命令は、第4号様式によるものとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第6条の2 条例第22条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。

二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービス（条例第22条第1項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。）を利用しない旨の申出又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（条例第22条の2第2項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次条において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第22条の2第2項に規定する書面等を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面等の記載事項)

第6条の3 条例第22条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の住所、氏名及び電話番号
- 三 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話端末等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）の番号又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない特定携帯電話端末等（条例第22条の3第2項に規定する特定携帯電話端末等をいう。）の番号
- 四 保護者が条例第22条の2第1項の説明等を受けた旨

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告)

第6条の4 条例第22条の3第1項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し必要なことを講ずべきことの勧告は、第3号様式によるものとする。

(有害がん具類等)

第7条 条例第23条第4項第1号の規則で定める機能は、発射時に0.05キログラムメートル毎平方センチメートル（弾丸、矢その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする。

2 条例第23条第4項第2号の規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの（避妊用品を除く。）
- 三 専ら性的感情を著しく刺激することを目的にした下着類
- 四 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(撤去命令等)

第8条 条例第24条第4項の規定による有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置の命令は、第5号様式によるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第9条 条例第25条第6号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（専ら18歳以上の者を対象とするものを除く。）
- 二 主として青少年の研修、宿泊又はスポーツの用に供する次に掲げる施設
 - イ 別表に掲げる研修宿泊施設
 - ロ 公立のスポーツ施設

(自動販売機等の設置の届出等)

第10条 条例第26条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（第6号様式）に自動販売機等により図書等又はがん具類を販売し、又は貸し付けることを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）及び自動販売機等を管理する者に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付したものを提出して行うものとする。

2 条例第26条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動販売機等の型式及び製造番号
- 二 自動販売機等を設置しようとする場所の周囲200メートルの見取図

3 条例第26条第3項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出は、自動販売機等／変更／廃止／届出書（第7号様式）によるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機等業者又は自動販売機等を管理する者の住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）を添付しなければならない。

(除去命令等)

第11条 条例第27条第2項の規定による有害広告物の除去及び内容変更の命令は、第8号様式によるものとする。

(宣伝文書等の内容等)

第11条の2 条例第28条第1項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第3条各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
 - 二 第7条第2項各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
 - 三 営業者の設けた店舗以外の場所において、専ら、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させる、人の衣服を脱いだ姿態、水着姿、各種制服姿等の写真若しくは図画又は文字等を掲載したもの
- 2 条例第28条第1項の規則で定める場所は、次に掲げるものとする。ただし、当該場所が法令により青少年の立入りが禁止されている場所の中に存する場合を除く。
- 一 公衆電話及びその附属設備の設置場所
 - 二 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園及び市町村が管理する公園
 - 三 公衆便所
 - 四 乗合自動車の停留所
- 3 条例第28条第2項の規定による宣伝文書等の除去その他の必要な措置の命令は、第8号様式の2によるものとする。

（深夜立入りを禁止する遊技業）

第12条 条例第36条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- 一 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項第5号に掲げる営業を除く。）
- 二 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業
- 三 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
- 四 区画された客席を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（風適法第2条第1項第3号に掲げる営業を除く。）

（特定薬品等）

第12条の2 条例第38条第6号の規則で定める特定薬品等は、次に掲げるものとする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品

二 塩酸エフェドリン及びその製剤

三 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）

（審議会の会長等）

第13条 大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第15条 条例第44条第5項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。

（審議会の庶務）

第16条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

（会長への委任）

第17条 第13条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（立入調査を行う者の指定）

第18条 条例第45条第1項の規定による指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- 一 生活環境部私学振興・青少年課の職員
- 二 児童相談所の職員
- 三 保健所の職員
- 四 教育関係の職員
- 五 少年補導職員
- 六 その他特に必要と認める職員

(証明書)

第19条 条例第45条第2項に規定する証明書は、第9号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和41年6月15日から施行する。

附 則(昭和48年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第48号)

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第58号)

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則(昭和55年規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第12号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第23号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第88号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県青少年問題協議会運営規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 大分県青少年問題協議会運営規則（昭和29年大分県規則第8号）

二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例施行規則（平成13年大分県規則第82号）

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第41号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第9条第1号、第2号様式（「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める部分に限る。）、第3号様式及び第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第44号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第39号）

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

附 則（平成26年規則第57号）

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成28年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第80号）

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年規則第27号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

名称	所在地
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西 1200-1
大分県立香々地青少年の家	豊後高田市香々地 5151
大分県立九重青少年の家	玖珠郡九重町大字田野 204-47
大分県マリンカルチャーセンター	佐伯市蒲江大字竹野浦河内
大分市立のつはる少年自然の家	大分市大字荷尾杵 1097-26
別府市立少年自然の家おじか	別府市大字別府字小鹿 4374
佐伯市蒲江青少年海の家	佐伯市蒲江大字波当津浦
日田市前津江町ふるさとの家	日田市前津江町大野 64
湯布院自然の家ゆふの丘プラザ	由布市湯布院町川西 1200-8
竹田市祖母山麓体験交流施設あ祖母学舎	竹田市大字神原 13
由布市交流体験施設庄内ゆうゆう館	由布市庄内町畑田 851

※ 様式については省略

大分県青少年健全育成基本計画に関する問合せ

大分県生活環境部 私学振興・青少年課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1

TEL 097-506-3075

Mail: a13255@pref.oita.lg.jp

